

泉涌寺における明治期「靈明殿」の成立についての再考

—京都御所「御黒戸」処分顛末考—

石野浩司

はじめに

泉涌寺「靈明殿」（出典「靈台・明堂」は『後漢書』『白虎通』などに見える宗廟的な礼制建築）とは、歴代天皇の御位牌（尊牌）を奉祀する施設である。特に登極儀礼と関連して、いまも宮内庁の陵墓祭祀との関係性を維持している。^①

かかる皇室祭祀との関連で注目される泉涌寺「靈明殿」について、旧稿「泉涌寺における明治期靈明殿の成立（皇室祭祀と御寺泉涌寺の関係）」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五十二号・平成二十七年十一月）では、その成立過程を中心に概観した。

本稿は、その続篇として靈明殿に奉祀される尊牌と、明治期に泉涌寺に合祀されたとされる「御黒戸」奉遷品との混同的な理解を是正したいと考える。とくに前説の訂正を補注するほかは、基本的に前稿を前提として議論を進める

ので、詳細は旧稿に依らたい。

第一章 月輪陵墓と泉涌寺「靈明殿」との連動性

（一）北朝皇室の葬送儀礼と泉涌寺

〈四条天皇陵の附属施設「新御堂」〉泉涌寺と皇室との関係は、仁治三年（一二四二）崩御の四条天皇に始まるとされる。創建伽藍の絵画史料『東山泉涌律寺図（古伽藍図）』には、宝塔（廟所）・法華堂（御影堂）が伽藍中軸上の丘陵に丹青鮮やかに描かれてあり、三昧僧坊を付属した一院には「童真院」の掲額がみえる。これが四条天皇法華堂（新御堂）で、建長二年（一二五〇）『九条道家処分状』^②の主張する九条家領「新御堂領」の対象建物である。

同時代では葬堂としての法華堂形式は一般的で、たとえば鎌倉の勝長寿院境内には「石大將家（頼朝）の大倉法華堂」

「右府將軍(実朝)の法華堂」・「故二品(政子)の新法華堂」と三棟の法華堂が埋葬地に建立され、ならびに幕府の祭祀対象であった「吾妻鏡」嘉祿二年四月四日条。泉涌寺周辺域に「藻壁門院法華堂」・「後堀河院法華堂」(大願院「千手堂」)・「四条院法華堂」(童真院「新御堂」⁴)が建立されていたことに相対する。

本来この後堀河院法華堂に対して、新設された四条院法華堂を「新御堂」と称した。四条天皇崩御の閑院内裏清涼殿は死穢により解体〔百鍊抄〕寛元二年七月廿六日条、先例を勘考するならば、建保六年(一一二八)『中殿御会図』⁵に描かれた清涼殿(中殿)の旧材は新御堂建設に転用された蓋然性がある。三周忌にあたる寛元二年(一一四四)正月九日には今熊野観音寺で修されていた四条院「国忌御八講」⁶が〔歴代編年〕、寛元四年(一一四六)正月八日には泉涌寺に移置されているから〔葉黄記〕、同年をもって「四条院法華堂(新御堂)」の成立と考証しておく。

〈北朝の茶毘所「十六観堂」〉泉涌寺が皇室葬送儀礼に関与し始めるのは、通説にいう仁治三年(一一四二)崩御の四条天皇からではない。実際に『四条院御葬礼記』に見える御前僧(導師呪願の儀)は頭密僧であって、泉涌寺僧団の関与は一切ない。いまだ古代の天皇葬送制の範疇に留まってお

り、律僧らが一向沙汰する中世葬送儀礼には移行していないからである。

後光厳上皇の応安七年(一三七四)以降、泉涌寺創建伽藍を儀礼空間として完備された天皇奉葬儀礼(泉涌寺と安樂光院⁷)の共同司式は、後円融・称光・後小松天皇と北朝四代の常例となる。ただし後光厳院の中陰仏事などは、いまだ頭密僧による籠僧体制(御前僧と護摩衆)のままである〔後光厳院御中陰以下御仏事記〕。この応安例を画期として、泉涌寺「法堂」における龕前堂儀礼、「十六観堂院」中庭での火葬儀(山頭儀礼)と拾骨(称光天皇御葬礼記)、そして持明院統の離宮「伏見御所」域内に嘉元二年(一一三〇四)に建立された後深草上皇の葬堂「深草法華堂(安樂行院)」への納骨という、この三部構成が北朝皇室の葬送伝統を形成する。ところが応仁二年(一四六八)に泉涌寺伽藍「法堂」「十六観堂院」以下が全焼すると、明応九年(一五〇〇)の後土御門天皇「明応凶例」を画期として、仮設建物で代用された「龕前堂・山頭儀礼」が後柏原・後奈良・正親町・後陽成天皇まで式微五代の慣例を形成することになる。承応三年(一六五四)後光明天皇奉葬が、寛文八年(一六六八)仏殿再建の以前であったこともあり、やはり仮設式であった。この「承応例」(応安度)火葬儀の先例を実質的な土葬儀に一部改編したものが「承応例」が幕政下の規範とされたために、敢え

て復興伽藍を使用しない仮設式「龕前堂・山頭所儀礼」(これに実質土葬「廟所」儀礼が加わる三部構成)が定着する。あたかも大嘗祭のように度毎に新設される葬場殿は、古代「殯宮」かのごとく明治以降の近代大喪儀に踏襲されているが、泉涌寺の宋風儀礼を翻案したものに過ぎない。

〈火葬儀礼を改変した事実上の土葬儀へ〉「高仁親王事件」に発端して「後光明天皇奉葬」に帰結する奉葬儀礼の転換については、旧稿の要点を抄出しておく。

①寛永五年(二六二八)六月十一日、東福門院(徳川和子)所生の二品高仁(すけひと)親王が三歳で夭折(真照院)、翌十二日に般舟三昧院に直葬されると、その薄礼待遇が朝幕間で問題化する。死穢に過敏な朝廷と、儒教(死穢観がない)の幕府とは、三歳児の葬送について儀礼感覚を共有できるはずもなかった。妊娠中であった中宮和子が九月二十八日に出産した皇子も、翌月六日には夭折(光融院)して廬山寺に奉葬される。般舟三昧院や廬山寺に対して、幕府が泉涌寺先例の方に傾く、その心理的な遠因はここにある。

②朝幕間の礼制問題は、承応三年(一六五四)の後光明天皇奉葬に集約する。後光明天皇が東福門院御養子として即位していたのを名分に皇室儀礼に幕府が介入できたのは、元和三年(一六一七)後陽成天皇奉葬において黎明期幕府が旧

例墨守に専心するほかなかったのに比べ、すでに幕府実権が皇室を圧倒していたからである。

③形式的な火葬作法「山頭儀礼」を経ての土葬方式は、寛永寺などの將軍家葬法と均一化されたことを意味する。そもそも原始仏教と相容れない先祖祭祀について、南宋仏教が儒仏習合して案出したのが「仏式葬」と「位牌」の形式である。漢籍出典に依存してきた宮廷知識人にしろ、神葬祭の復古をのぞむ神道家にしろ、戦国乱世を文治する処方箋を儒学にもとめた幕府にしろ、朱子学は格好のCOMMONセンスであった。一般教養としての「朱子学」以上の、より実践的な『朱子家礼』の影響力を、近世史家は軽視してきた向きがある。実際この「承応例」以降、天皇葬送は『朱子家礼』が典拠となる。

④朱子学の応用として、泉涌寺「月輪陵墓」は庶嫡身分を厳正化することで、庶出墓としての般舟院・廬山寺等との差別化に成功する。かかる皇室祭祀の近世改革を、そのまま顕在化したものが泉涌寺「月輪陵墓」であり寛文六年成立「靈明殿」である。

〈葬送儀礼における「位牌」の受容〉事実、後光厳院奉葬の応安七年(一三七四)から新待賢門院奉葬の安政三年(一八五六)まで、中世から近世に到る四〇〇年間にわたって踏襲

されたのが、かかる「龕前堂・山頭儀礼」である(実際には泉涌寺「龕前堂」儀式場と近世儀礼の一部はそのまま明治三十年の英照皇太后大喪儀まで踏襲されているから五二〇年間余)。その宋風仏教儀礼としての際立つ特徴は、「御位牌」(『朱子家礼』に言う「神主」のみを祭祀対象とする朱子学的な原理主義である。供物も廻向も例外なく(龕前堂儀礼でも行列歯簿でも山頭場でも)必ず「宝龕(魄)」前正面に立てられた「御位牌(魂)」の方を対象とするからである。廟所儀礼(御埋葬)以後、御位牌は「御法事堂(海会堂)」に立てられて中陰仏事の祭祀対象になり、百箇日を終えたと遷座式をもって霊明殿に移される。祀るべきは御位牌「魂」であって、「魄」に過ぎない廟所石塔や御尊影ではないのである。

〈御太刀を御車に入れる事〉天皇葬送儀礼では「轎車(葬車)」に御太刀を入れる。皇太子に壺切御剣があり、天皇に昼御座御剣があるように、院にも御太刀があり、おおむね天皇葬送儀礼は「上皇の御幸」に擬されるからである。貞享二年(一六八五)の後西院奉葬において、この御太刀のことが議論になった。前二回、承応三年(一六五四)の後光明天皇奉葬では御太刀を入れ、延宝八年(一六八〇)の後水尾院奉葬では入れていない。落飾されていた場合には御太刀を憚り、俗体の時のみ葬送儀礼に御太刀を用いると結論されて

いる(『基量卿記』)。むしろ女性や子供の場合には御守刀(短刀)に代えられる。

椋宮に随従された御太刀は副葬せず、葬具として使用された「角盥・椽」や屏風類などと一緒に泉涌寺に施入される。ちなみに泉涌寺には光格天皇・仁孝天皇・孝明天皇・新清和院・新朔平門院の「角盥・椽」が伝存する。明治十一年(一八七八)『宝物現品全備品之取調簿』(JMSB)によれば、所蔵の御太刀は左記のとおりである(出家された靈元法皇に御太刀があるのは結論に合わない)。

後陽成天皇	御太刀	正弘(まさひろ)	作	一振
後光明天皇	御太刀	清貞(きよさだ)	作	一振
東福門院	御守刀	金道(きんみち)	作	一腰
明正天皇	御守刀	来国俊(らいくにとし)	作	一腰
			(ただし箱のみ)	
靈元天皇	御太刀	包平(かねひら)	作	一振
後桃園天皇	御守刀	金道(きんみち)	作	一腰
盛化門院	御守刀	吉光(よしみつ)	作	一腰
同	同	則長(のりなが)	作	一腰
光格天皇	御太刀	忠国(ただくに)	作	一振
仁孝天皇	御太刀	守次(もりつぐ)	作	一振
孝明天皇	御太刀	美平(よしひら)	作	一振
短刀(御守刀)を除く御太刀は、				
明治十二年(一八七九)七月				

三十日に全部を宮内省に返納している。ただし『基量卿記』に見える後西院天皇の御太刀は、この取調簿に漏れたせいか宮内省返納から免れて泉涌寺所蔵(D06)、銘「大和則長」は大正五年(一九一六)五月二十四日に重文指定されている(京都国立博物館に寄託中)。短刀(御守刀)については、「東福門院皇后御守刀(菊紋・伊賀守藤原金道の刻銘)(D08)」と「盛化門院皇后御守刀(相州新藤五国光とも)(D01)」の二腰が、箱蓋に「明正院尊儀御小脇指来国俊」と墨書された空箱に収納されて伝来している。

(二) 嫡流陵墓「月輪陵」の成立過程

〈移築再建された四条天皇陵石塔〉納骨された深草法華堂を真陵とする「灰塚」でありながら、前四代(後土御門・後柏原・後奈良・正親町天皇)の灰塚(灰塚には椿や松を植樹する)と異なり、元和三年(一六一七)九月二十日奉葬の後陽成天皇「灰塚」は九重石塔の形式を選択する。月輪陵域内における近世天皇石塔の初例である同塔の形態が、先行する四条天皇の九重石塔に由来し、後光明天皇以降の石塔形式に継承された可能性については、はやく和田軍一氏の適切な指摘がある。だが、それよりも先に、後陽成灰塚に模倣されるためには、四条天皇陵の九重石塔が移築再建されて、同域内で規範性の高い建造物として認識されていたことが

前提となる。伏見般舟三昧院との争論をひとつの背景として、四条天皇陵の九重石塔が移築再建された蓋然性をもって、北朝「茶毘所」である十六観堂旧跡が、やがて月輪陵墓を形成する画期となったことを提起しておきたい。

〈後水尾院統の家族墓としての月輪陵〉承応三年(一六五四)奉葬の後光明天皇陵、延宝八年(一六八〇)奉葬の後水尾天皇陵、貞享二年(一六八五)奉葬の後西院天皇陵は、いずれも灰塚(後土御門・正親町天皇)西側に外から順番に築造されている。こうした「十六観堂院」旧跡に対しての回避性が、後水尾天皇陵など江戸初期三代の慣例であった。

一方で、延宝六年(一六七八)奉葬の東福門院徳川和子陵、元禄九年(一六九六)奉葬の明正天皇陵は、反対に「十六観堂院」旧跡を回避していない。これと同様に、明暦二年(一六五六)奉葬の壬生院園光子墓(後光明天皇の生母)、延宝五年(一六七七)奉葬の新広義門院園国子墓(霊元天皇の生母)、貞享二年(一六八五)奉葬の逢春門院櫛筒隆子墓(後西院天皇の生母)も「十六観堂院」旧地に築造されている。遡れば天正十四年(一五八六)奉葬の誠仁親王・陽光院贈太上天皇と元和六年(一六二〇)奉葬の新上東門院勸修寺晴子の夫妻、元和三年(一六一七)奉葬の後陽成天皇と寛永七年(一六三〇)奉葬の中和門院近衛前子の夫妻も、同域に陵墓がある。つ

まり後水尾院統の二代の先祖、および後水尾院の後宮（嫡后および天皇生母の典侍）は同区域に埜域を持つわけで、初期の月輪陵墓は「家族墓」として特異態を形成しているのである。

〈皇室の嫡流陵墓域として月輪陵〉宝永七年（一七一〇）奉葬の東山天皇、享保十七年（一七三二）奉葬の靈元天皇、元文二年（一七三七）奉葬の中御門天皇、寛延三年（一七五〇）奉葬の桜町天皇、宝暦十二年（一七六二）奉葬の桃園天皇、安永八年（一七七九）奉葬の後桃園天皇、文化十年（一八一三）奉葬の後桜町天皇（女帝）の各陵が位置するのは、「十六観堂院」旧地の東裏側である。ほぼ崩御順に交互に、山端を開拓しながら左右二列に造築されていく過程が見えてくる。

この時代の後宮としては、正徳二年（一七一二）奉葬の新上西門院鷹司房子（靈元天皇の中宮）、享保五年（一七二〇）奉葬の新中和門院近衛尚子（中御門天皇の女御・贈皇太后）、同年奉葬の承秋門院幸子女王（東山天皇の中宮）、天明三年（一七八三）奉葬の盛化門院近衛維子（後桃園天皇の女御・尊称皇太后）、寛政二年（一七九〇）奉葬の青綺門院二条舍子（桜町天皇の女御・尊称皇太后）、寛政七年（一七九五）奉葬の恭礼門院一条富子（桃園天皇の女御・尊称皇太后）、これらの中宮・皇太后陵も同域に配置されている。

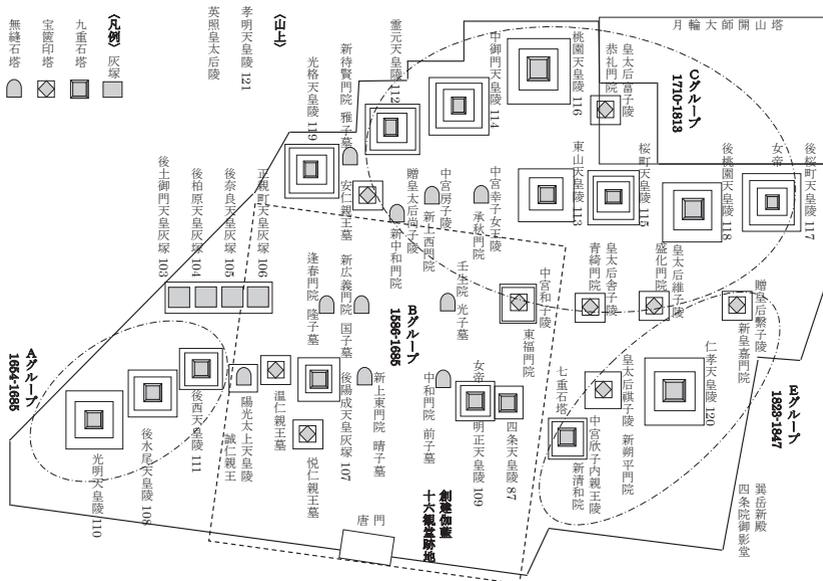


図1 四条天皇以下月輪陵の全域略図 二五陵・五灰塚・九墓

特に注意すべきことは、江戸中期一〇〇年間、この月輪陵の埜域は天皇・嫡后だけに占有された埋葬空間であったという事実である。もはや天皇の生母（東山天皇生母の敬法門院、中御門天皇生母の新崇賢門院、桃園天皇生母の開明門院）も除外される程の厳格性をもって運用された、まさに「皇室の嫡流陵墓域」が成立したのは同時期なのである。

(三) 御位牌堂「靈明殿」の変貌

〈創建された御位牌堂〉「応仁の乱」で創建伽藍を全焼した泉涌寺は、後水尾院の庇護と、徳川將軍家の外護をうけて慶長〜寛文年間に寺容を恢復させる。その再建事業の発端となったのが「四条天皇法華堂（新御堂）」（一二四六年新造〜一四六八年焼亡）の復興であった。かくて泉涌寺寛文復興は、はからずも寛文六年（一六六六）新造「御位牌堂（靈明殿）」に結実、ここに後水尾院統「家廟」が成立する。

寛文復興の絵画史料『泉涌寺新伽藍絵図』（別所如閑筆）を見ると、陵所に正中して正面柱間が五間、梁行柱間が三間、階隠向拜を附加した檜皮葺殿舎を描写しており、これが「御位牌堂」外観である。「七間半四方」（約十五米四方）という真四角の平面を外陣・中陣・内陣に三分して、その内陣に「四条院聖影」と「先皇累葉御位牌」が共に奉安されていたのである（『泉涌寺殿堂并什物式目』）。雲龍院蔵「泉

涌寺絵図」によれば、正確には梁行は六間六寸、室内は拭板敷で、ただ内陣と中陣の南北廂部分に六帖と七帖半の畳敷部屋（御聴聞所）がある。内陣の奥三間には造付の三厨子（右龕・中央龕・左龕）が三つの唐破風を見せている。この殿舎こそが後西院天皇（一六三七〜一六八五）の宸筆「靈明勅額」を掲揚する近世「靈明殿」である。

後水尾院統の「家族墓」として再建四条陵と陽光院陵などの最古級の祖型陵墓が「十六観堂院」旧跡の中心部分を横並びに占地している構図が、そのまま創建から享保頃「靈明殿」の尊牌配置（紀年闕指図「靈明殿内陣御尊牌配置図」切紙一紙・御一会史料（おんかいしりょう））に反映されている。

〈『朱子家礼』祠堂制度と「靈明殿」宋学礼制を、俊苒律師をはじめとした禅律仏教がいちはやく継受、遅くとも室町中期には完本『朱子家礼』そのものが伝来する。実際、吉田神道「唯一神道葬祭次第」も『家礼』喪礼篇の翻案にすぎないから、これに典拠した慶長四年（一五九九）秀吉「豊国廟」、元和二年（一六一六）家康「久能山東照宮」も「朱子の祠堂」が内実と言えよう。幕府の朱子学者であった林羅山が、長男叔勝の葬儀を『朱子家礼』で行ったのが寛永六年（一六二九）、子息の林鶯峰が母堂の儒葬を記録した『泣血餘滴』二巻を著わしたのが明暦二年（一六五六）である。

尾張藩主の徳川義直が寛永年間に孔子廟と祖廟をつくり、水戸藩主の徳川光圀も万治元年（一六五八）に正室泰姫、寛文元年（一六六一）に父頼房の儒葬を『朱子家礼』で行っている。この二人自身も儒式土葬され祠廟に神主が祀られている。¹⁰ 宮廷における『朱子家礼』受容が、承応三年（一六五四）後光明天皇奉葬を画期とするのは、時代思潮からしても自然合理的である。

古代の山陵祭祀とは異なる要素として、中世以降は宋礼を継受した「御位牌」が祭祀主体として登場したわけである。泉涌寺月輪陵墓（魄）の成立に対応して、新たに「御位牌堂」として霊明殿（魂）が創建される、その理由である。さらに「承応例」以降の天皇葬送儀礼の典拠が『家礼』である以上、その御位牌堂である泉涌寺「霊明殿」も礼制上は朱子「祠堂」と見做されるわけである。

〈異形の合祭殿…第二次霊明殿〉天保十二年（一八四二）十一月十日の火災は「霊明殿（御位牌堂）」および「四条院御影堂（巽岳新殿）」までを類焼した。創建霊明殿の火災をうけて「廃朝三日」が仰出されているが、これは伊勢神宮焼亡「廃朝五日」に準じた処置で、泉涌寺霊明殿を伊勢神宮に準じる「宗廟」として認識していた証拠である。ただし幕府は天保改革の緊縮財政であるから、ようやく弘化二年

（一八四五）に竣工した再建「霊明殿（第二次）」は、四条院御影堂と御位牌堂とを統合した「合祭殿」形式であった。

この弘化度再建「霊明殿（合祭殿）」の内陣を覗いえる史料が、指図史料「霊明殿内陣御尊牌配置図（折帳三紙紙縫綴）」（御一会史料（宗））である。本史料は、弘化三年（一八四六）奉葬の「新清和院尊儀」尊牌の奉祀場所を「御治定」するため、朝廷に提出された当時現状「霊明殿」指図に相当するもので、奉書三紙を折帳として縫綴した大変に鄭重な仕様になっている。

〈限定された被葬者と奉祀尊牌〉詳細に検討するならば、尊牌配置にも寛文創建「霊明殿」との差違、つまり弘化度再建「霊明殿」の性質が見えてくる。もはや不登極の陽光院誠仁親王は家祖の地位を失って、皇太子として側面奉祀される。同様の特殊地位にあるのが、礼成門院孝子内親王（後光明天皇の女一宮）・成不動院温仁親王（光格天皇の儲君）・瑠璃光院悦仁親王（光格天皇の嫡出皇子）・妙莊嚴院安仁親王（仁孝天皇の嫡出皇子）の嫡出親王たちである。同じく皇太子妃にすぎなかった新上東門院も側面奉祀され、後水尾朝の後宮（壬生院・新広義門院・逢春門院）と同列で、これに敬法門院松木宗子（東山天皇の生母…墓所は清浄華院）・開明門院姉小路定子（桃園天皇の生母…墓所は清浄華院）が加わる。対

称位置には崇賢門院広橋仲子(後円融天皇の生母・墓所は華開院)・嘉楽門院大炊御門信子(後土御門天皇の生母・墓所は般舟院)・贈皇太后宮庭田朝子(後柏原天皇の生母・墓所は般舟院)という天皇生母が側面配祀されている。

つまり東山天皇陵を画期とする江戸中期一〇〇年間、天皇・嫡后だけに占有された埋葬空間「皇室の嫡流陵墓域」を成立させ、一方で温仁親王(成不動院)・悦仁親王(瑠璃光院)・安仁親王(妙莊嚴院)など嫡出皇子への特殊配慮を特徴としていた月輪陵の形成過程と、弘化度再建「靈明殿」の尊牌配置とは正対照の関係にあるのである。ただし同時代に月輪陵から排除されていた天皇生母(敬法門院・開明門院など)には一定の配慮が見られる。そこにある原則は「皇統の嫡流主義」に他ならず、光格天皇の即位事情は(その後の婚姻政策を含めて)さらに皇統意識の覚醒を副産したものと考えられる。

〈幕末維新期の第三次靈明殿〉弘化再建「合祭殿(第二次靈明殿)」は僅か十三年後、安政五年(一八五八)十二月二十二日に本坊建物から延焼、灰燼に帰した。尊皇思想の醸成された幕末であるから幕府の対応は鄭重で、弘化再建規模をそのまま踏襲(「天保度御再建間敷之通」)、しかも「御影殿御再建」の方針も出された。

この文化再々建「靈明殿(第三次)」については、その殿内を記録した指図がある。早稲田大学図書館に所蔵される中御門文書のうち、包紙に「泉涌寺御影殿御位牌殿莊嚴之図」と題書された史料である(請求番号12F0063)。弘化再建「合祭殿」と間取りや規模は同じであるが、両者には明確な相違点が存在する。四条院宸儀(尊像および四条院尊牌と藻壁門院尊牌、これに四条院念持仏)が新御影堂に奉遷されていたからである。同史料を見ると、内陣の北端の部屋に「観音」が奉安されているが、これは弘化再現「尊牌配置図」(G60)に見えていた「東福門院念持仏」に他ならぬいであろう。ちなみに、反対側の南端の部屋には「遙拝所」設備があり、ここから月輪陵所を遙拝できるスペースになっていたことが判明する。

それでは文化再々建「靈明殿」の内陣中央龕には何が奉祀されていたのであろうか。私見では、後述する「木子文書」を手掛かりに、中央龕には南から崩御順に「後桃園院尊儀」「後桜町院尊儀」「光格天皇尊儀」「仁孝天皇尊儀」の「先帝四代」天皇尊牌が祀られていたと考証する。四百年遠忌の寛永十八年(一六四一)に調製されたと想定される「四条院尊儀」尊牌では高さ二尺であった天皇尊牌は、最終的に三尺三寸まで巨大化している(「孝明天皇尊儀御葬送御中陰御入用品々并御賄方諸色御道具帳」G18101)。

ちなみに、皇室祭祀令(明治四十一年・皇室令第一号)第十条が、式年祭対象を「先帝以前の三代」(前四代)に限定する礼制上の根拠も『朱子家礼』である。現行「霊明殿」内陣の中央厨子(御龕)に祀られるのは、陵所祭に准じて前四代の天皇皇后の尊牌で、代敷を超えると脇龕に遷座される。儒家のいう毀廟(祧廟)の制度に他ならない。¹⁾

第二章 京都御所「御黒戸」処分についての考察

(一) 維新期祭祀改革の実験場「恭明宮」

〈宮中「御黒戸」の処分とは〉従来「京都御所の神仏分離」という視点で見られていない御黒戸処分問題については、維新时期施策における広汎な宗教制度改革の一端として解明する必要がある。たとえば明治四年(一八七二)五月十四日に伊勢神宮の祀職世襲制が廃止された、同月の三十日に京都御所「御黒戸」が水薬師寺に搬出遷座されている。²⁾同年九月二日には後七日御修法などの勅会が廃止され、同月三十日には神祇官神殿から「皇霊」を分離して宮中賢所へ遷座している。つまり同時進行でなされた御黒戸処分と、神宮御改正および宮中三殿成立過程とは、同次元の宮中祭祀改革の三つの側面であったと言える。いわゆる廃仏毀釈史観に拘泥しては真実が見えてこないのである。最

終的には宮中三殿成立に帰着する「皇霊祭祀」成立過程の文脈で読み解くことが肝要である。

〈後宮の御位牌所としての水薬師尼寺〉水薬師寺とは、もともと開明門院姉小路定子(桜町天皇の典侍・桃園天皇の生母・出家号は誓堂元光大尼公)が天明七年(一七八七)に「桜町・桃園・後桃園」三帝の菩提所として尼僧坊を発願、戒師の慈雲飲光(一七一八―一八〇四)が水薬師寺を取得して中興したものである。祥台院操山了義式又(開明門院上臈の花園季子)を水薬師寺の中興第一世として、慈雲弟子の十一尼が所属していた正法律の尼寺である。この操山了義尼が文化五年(一八〇八)、三帝と開明門院の御位牌所として新殿を落慶供養している(詮海律師「水薬師寺中興奉律縁起」・長福寺俊峯尼「水薬師寺由来記」・「正法律中四衆伝巻下」慈雲尊者全集所収)。かくて開明門院、恭礼門院、青綺門院以下の帰依を受け、光格・仁孝・孝明朝に到るまで皇室後宮の御位牌所としての機能を保持、御黒戸四箇院(般舟三昧院・二尊院・遣迎院・廬山寺)に比較して圧倒的に新しい存在であるが、後宮身分に特化した点において、かつての般舟院の地位を奪うこととなる。実際、一〇帖規模の御位牌殿には、「三帝尊儀厨子(桜町・桃園・後桃園)」「開明門院御厨子」「後桜町院様御厨子」は当然として、「上段五方様御安置」(光格・仁孝・

孝明三代の嫡皇子女にあたる成不動・瑠璃光・妙莊嚴・普明照・佛華光院宮)、また「夭折御三方様」(仁孝皇女で甘露寺妍子所生の明暁(鏡)心・真正珠・瑞放光院宮)、および「小御厨子」(おそらく妙香華院宮・孝明第一皇子で典侍坊城伸子の所生)など、後宮悲哀の夭折皇子女の尊牌類の奉安されていたことが知られる(中御門家文書「水薬師寺御仏殿図」12F0073)。

江戸後期において特殊な性格の御位牌所として成立していたわけで、この律宗の水薬師尼寺が一旦「御黒戸」の奉遷先に撰定されたのも理由が存在する。五月三十日に京都御所から搬出され、水薬師寺に遷座された「御黒戸」は、その半年後の十一月十日(同月には賢所「毎朝御代拝」も制度化されている)新造なった「恭明宮」に奉遷されるが、水薬師寺尼僧も引続き管理者として恭明宮に詰めることになる。

〈恭明宮とは何だったのか〉およそ二年間という短期間で解消されてしまった恭明宮の実態は、いまだ究明されていない。さいわい京都留守職の長官として恭明宮造営を管轄した元討幕派公卿(岩倉具視の実姉が妻)の中御門経之(一八二一―一八九二)に関わる「中御門家文書」(早稲田大学図書館所蔵)によって、その具体相が知られる。中御門経之の肩書きは「恭明宮御用掛」であったからである。

現在の京都国立博物館の敷地の中程、南北一〇二間×西六〇間を区画する規模で、七条大路に薬医門を開いていたのが恭明宮である。完成した建築構造は中御門家文書「恭明宮御用地建物惣図」(12F0063)「恭明宮造営出来形絵図」(12F0058)「恭明宮造営木口絵図」(12F0055)から知ることが出来る。構内に住居を与えられたのが、京都御所を出された隠退女官らで、彼女らの人員名簿は同「薙髮女房次第」(『中御門家文書目録』袋入524)「恭明宮関係書類12F0054/F0077」、その部屋割も同「恭明宮女房住居図」(12F0065)から知られる。

恭明宮の構造は大変特徴的で、東西対称に大きく二区画され、東区画は孝明天皇に仕えた隠居女官たちの住居、西区画は薙髮した先代天皇の女官たちの住居に宛てられている。東区画の最奥には孝明天皇一柱を奉祀した「神殿(御社壇)」、西区画の最奥には歴代天皇「御霊殿(霊牌殿)」が造営されて、各々の遙拝殿から拝礼できるようになっている。つまり孝明天皇の隠居女官たちは御社壇を、薙髮女官たちは御霊殿を奉祭するわけである。

(二) 恭明宮に顕現化された祭祀思想

〈明治二年の基本方針〉まず明治二年(一八六九)段階における「中御門経之覚書」(『中御門家文書目録』卷子十一―三・

『上巻』六三・二八三頁)によれば、すでに恭明宮の造営方針が列挙されている(原文の片仮名まじりの漢文をやや読み下す)。

恭明宮の事

①花御殿并に御黒戸被引移の事

御黒戸狭少とて御用立申さず候事。

花御殿二つ割の心得の事。

②富小路已下、光明(格)天皇神霊各納むべき哉、如何の事

御代々御位牌、是また悉く納むべき哉の事。

光明(格)天皇女房は住居仰付けらるべき事。

其の余は其の人により是非住居仰付けらるべき方もこれ有り、

また願により免ぜられ苦しからぬ人もこれ有り候。

如何取計べき哉の事。

③隠居の内、新大納言・藤大納言、右両人は別格の事 按察使・宮内卿へ住居仰付けられ候哉の事。三仲間 前同断。

①当初、恭明宮造営のために京都御所建物の移築計画があった。特に「神殿(御社壇)」「御霊殿(霊牌殿)」建設については、般舟三昧院を譲渡するか、あるいは「東宮御殿(花御殿)」を移築(二分割して神殿・霊殿に)する方向で話が進んでいた。結局は総体を捨て新築することに落着する

(中御門家文書「恭明宮御造営仕様概略書」12F0055)。京都御所「御黒戸」移築は、建築的に狭隘すぎて役に立たないと、この文書で却下されている。

②候名「富小路」⁽⁵⁾は従四位典侍の滋野井在子(ありこ…一八四七―一九〇〇)のことで、孝明天皇の崩御後に宮中を退出した隠居女官である。「光明天皇」は二箇所とも「光格天皇」の間違いで(翻刻の誤読か、原文が孝明を誤記したか)、彼女たちが隠居後は各々先帝「神霊」を奉祀していたと知られる。かかる光格天皇以下の代々の「神霊・位牌」を恭明宮に回収することも「霊牌殿(御霊殿)」建設の骨子だったわけである。したがって光格天皇以下、先帝・先后に奉仕した隠居女官を、可能な限り収容するのが目的であった。むろん例外的に収容の免除される人員もある。

③恭明宮に収容される隠居女官についての範囲も限定される。候名「新大納言」とは明治天皇生母・中山慶子の大伯母にあたる中山續子(いさこ…一七九五―一八七五)、候名「藤大納言」とは仁孝天皇の生母・東京極院の妹である勸修寺徳子(なりこ…一七八八―一八七八)のことで、二人とも仁孝朝から仕えた正三位典侍である。当然「三位局屋敷」は別格ということで対象外となる。ここでは四位・五位以下の典侍クラスには五〇坪(御局)、地下出自の下臈・女蔵人クラスでも三十五坪(御下)、下級宮女「三仲間」にも同

じく十六坪の住居が宛がわれた¹⁶⁾。候名「按察使」は従五位下典侍の中御門良子（ながこ…一八四二〜一九〇二）、「宮内卿」は新典侍の清水谷豊子（一八四九〜一九三〇）で、彼女たちの隠居も承認されて入居する（菖蒲小路・匣小路と改称したものと私考する）。

〈禁裏女官の構造〉そもそも禁裏女官には大きく三階層があり、上から堂上公家出身者「御局（おつほね）」である典侍（なしのすけ）・掌侍（ないしのじょう）、地下社家出身者「御下（おしも）」には命婦（みょうぶ）・女藏人（によくろうど）・御差（おさし）、この上二層だけが「女房」と呼ばれる。仙洞・女院御所などでは、典侍クラスを「上臈」、掌侍クラスを「中臈」、命婦クラス以下を「下臈」と称した。三階層目が「女中」で、「三仲間（みなかま）」の御末（おすゑ）・女孀（によじゆ）・御服所（ごふくどころ）、御末の之首「阿茶」・女孀の之首「茶阿」・御服所の之首「右京大夫」の指揮下に、さらに様々な雑用使人が存在する。大御乳人の配下には「児」という少年の給仕手伝いもいる。

特に典侍の首座「大典侍（だいてんじ）」、掌侍の首座「勾当（こうとう）内侍」、命婦の首座「伊予」らを「三頭（みかしら）」と称して、御代替わりでも禁裏に残留して職務の継続性を担保しており、雑髪などしない存在であった¹⁷⁾。反

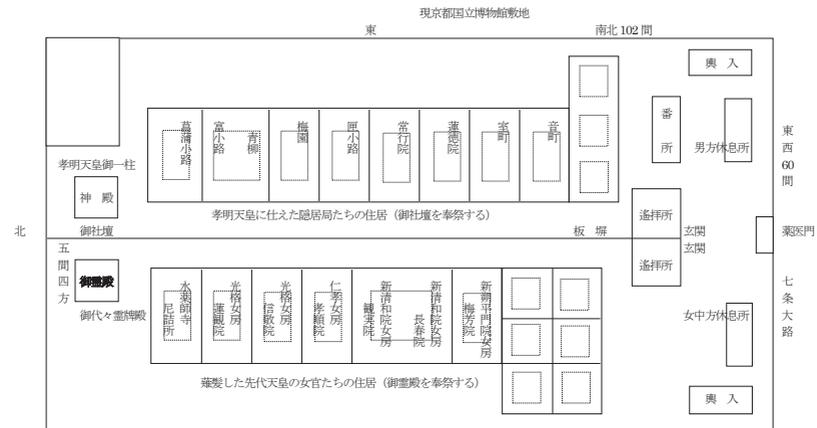
対に言えば、それ以外の大方の女官は、宮廷を退去するわけである。旧制度の女官の、たとえば出家して院号を称すること「雑髪」を許された隠退女官などを、新政府が如何ように処遇すべきかは現実的な問題であった。

〈神学命題としての神仏分離とその施策〉こうした京都留守官の進める女官隠退施設の大枠について、かねて明治三年（一八七〇）十一月十九日付の弁官局あて答申において神祇官が問題視したのは、孝明天皇や歴代皇霊と「御黒戸」との混在という神学論的な憂慮（これは後に靈明殿「歴代尊牌」と海会堂「御黒戸」に峻別される思想根拠でもある）、具体的には雑髪・蓄髪という両姿の女官の混在する奉祭形態への疑念であった（中御門文書 ZF0069）。東西二区画に峻別された構造は、この時代特有の壮大なる実験場に他ならなかったわけである。

明治四年（一八七二）正月十七日付で「宮中にて御仏祭など不体裁に付き（御黒戸を）恭明宮に御移しに相成候義」について、「主上には何の御思召もこれ無きの旨、仰出され候間」つまり御黒戸への各別の配慮が無いことが確認されている。慶応三年（一八六七）に元服前の満十四歳で踐祚された明治天皇は、十六歳から東京城に移徙されて京都御所を離れておられる。まだ十八歳であるから御黒戸に格段の

関心があるはずもない（明治十年になると旧御黒戸から仏像一体を取り戻される）。無讞慮を理由として「此の段申し入れ候此の旨にて宜しく御取計給ふべく候」と中御門御用掛に一任、ことは暴走する（『岩倉具視関係文書』第八）²⁰。実際、その五月三十日に京都御所「御黒戸」を水薬師寺に搬出して仮遷座、造営完成を待つて恭明宮の祭祀対象として迎えたのが十一月十日であった。

〈恭明宮「孝明天皇神殿」の性格〉恭明宮の東区画に祀られた孝明天皇「神殿」（中御門家文書12F0069「孝明天皇御一柱神殿」）は、維新时期天皇祭祀として特筆すべき存在であるが、神道研究者の注目したものではない。たとえば武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』は、慶応三年（一八六七）の孝明天皇奉葬における山陵再興と神葬祭式、慶応四年（一八六八）の山陵親謁、孝明天皇三周年辰祭つまり「先帝祭」の成立までを論述して擱筆している。慶応三年十一月付の大藏卿豊岡随資の建白「先朝ニ勤仕ノ女房三仲間ニ至ル迄、雑髪ヲ被止、山陵守護可被 仰付候事」（『復古記』）を取り上げながら、或る意味その実現策でもある恭明宮制度には言及されておらず、まして孝明天皇を祀る神殿建設にも触れておられない²¹。明治四年十一月から明治六年三月までの二年間（正確には十六ヶ月間）とは言え、鴨川以東の地に孝明天皇



完成全体図「中御門家文書」12F0058「恭明宮造営出来形絵図」
 「中御門家文書」12F0055「恭明宮造営木口絵図」
 「中御門家文書」12F0063「恭明宮御用地建物絵図」
 部屋割「中御門家文書」12F0065「恭明宮関係書類」
 人員名簿「中御門家文書」12F0064/77「恭明宮関係書類」
 ※「菫小路・青柳」邸ほか1邸と「番所」は恭明宮廃止後に京都官邸院に移築・再利用。木下知威・大原一興「京都官邸院における空間構成と教育プログラムに関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第75巻・第647号（平成22年1月）
 ※「水薬師寺尼詰所」は原位置のまま豊国神社仮社務所に再利用、社務所「書院」として現存。
 ※「御霊殿」「薬医門」「遙拝所（前面一部）」は明治17年泉涌寺再建に移築再利用されたが、

図3 参考附图 恭明宮構内の略平面図（早稲田大学図書館「中御門家文書」指図を総合）

を祀る施設の存在した意味は大きい。⁽²²⁾

(三) 挫折した神仏分離政策(維新时期改革の揺り戻し)

〈恭明宮「靈牌殿(御靈殿)」の性格〉本稿で問題とするのは西區画の「御靈殿(靈牌殿)」の方である。至近の場所には「水薬師寺尼詰所」(この建物が原位置のまま豊国神社社務所「書院」として現存)とあるから、奉遷された旧御黒戸の仏像・仏具類は、この「御靈殿」に安置されていたのである。

この時、水薬師寺旧蔵の尊牌類(成不動・瑠璃光・妙莊嚴・普明照・佛華光・明曉(鏡)心・真正珠・瑞放光・妙香華院宮尊儀)も合祀された。

恭明宮「御靈殿」の本尊仏として迎えられたのは、ともに「光格天皇の勅作」と伝承される二体の阿弥陀如来像であったらしい。宝鏡寺から恭明宮に接收された光格天皇勅作阿弥陀像は、恭明宮廃止後に泉涌寺を経由して宝鏡寺に復遷(『御黒戸仏体目録』)、いまも同寺の勅作堂に奉安されている。もう一体は妙勝定院宮が拝領して有栖川宮家の御位牌所「照臨院」に祀っていた光格天皇勅作阿弥陀像で、こちらは恭明宮廃止後に昭憲皇太后の念持仏として泉涌寺から回収されている(泉涌寺文書 FM83⁽²³⁾)。かかる特殊な本尊仏の来歴からして、この恭明宮「御靈殿」は光格天皇にはじまる前近代皇室(後月輪王家)の供養堂として企図されて

いたことが解る。ゆえに水薬師尼寺から、光格・仁孝・孝明三代の嫡皇子女にあたる成不動・瑠璃光・妙莊嚴・普明照・佛華光院宮、仁孝皇女の明曉(鏡)心・真正珠・瑞放光院宮、および孝明第一皇子の妙香華院宮などの皇族尊牌までもが回収されたわけである。明治十七年成立の近世「靈明殿」とくらべて、あまりにも限定的な皇統意識と言わざるをえない。京都御所「御黒戸」の影に隠れがちな恭明宮「御靈殿」の性格を、ここに明記しておきたい。⁽²⁴⁾

〈薙髮女官の奉祀する「神靈」〉同様に、明治二年「中御門経之覚書」の基本方針にしたがって、光格天皇以下の勤仕女房が収容され、彼女たちの所持する「神靈」も回収されて「御代々御靈殿(靈牌殿)」に奉祀された。後述するように恭明宮「靈牌殿」奉祀品は、ここで混同された旧「御黒戸仏体」等と分別されることなく泉涌寺海会堂に纏めて奉遷されている。その詳細な分類調査などの検証はなされていないのが現状である。そこで『泉涌寺宝物古記録』と題される宝物台帳のうち『仏体目録(御黒戸仏体)』(FM54)と『平常備付品記(海会堂)』(FM55)の記載をもとに、恭明宮収容女官との対応表を作成して整理分類してみた。

まず光格天皇の御霊代に相当する文物として、擬宝珠八角梨地台付厨子入の「光格天皇尊儀」小掛軸、同じく「光

表1 恭明宮「薙髮女官」と「尊牌類」の関係性について

恭明宮「薙髮・隠居女官」名簿 明治2年薙髮女房次第(中御門家文書 12F0054／坪数書付 12F0077)					対応すると考えられる 恭明宮「御靈殿」奉祀品		
候名:院号	住居坪数	氏名	生没	身分	恭明宮「御黒戸」目録(中御門 12F0059)	泉涌寺「海会堂」奉安(目録 FM54・FM55)	
東区画 神殿	孝明天皇女房	菖蒲小路(按察使)	50坪	中御門良子(ながこ)	1842～1901	従五位下 典侍	
		富小路	50坪	滋野井在子(ありこ)	1847～1900	従四位 典侍	御霊代みえず 御霊代みえず
		青柳	35坪	西 賀子(ますこ)	1845～1910	女藏人	
		梅園	50坪	綾小路長子(つねこ)	1848～	正五位下 典侍	
		匣小路(宮内卿)	50坪	清水谷豊子	1849～1930	典侍	
		常行院	50坪	今城 重子	1828～1901	従五位下 掌侍 ※	
		蓮徳院	50坪	堀河 紀子(もとこ)	1837～1910	従五位下 掌侍 ※	
		室町	50坪	豊岡 穆子(あつこ)	1844～1912	従五位下 掌侍	
	音町	50坪	千種 芳子	1847～1884	掌侍		
(宝鏡寺より復遷)						阿弥陀如来(光格天皇勅作)	
西区画 御靈殿		水薬師寺尼詰所	50坪				【尊牌】 成不動院宮 瑠璃光院宮・妙莊殿院宮 普明照院宮・佛華光院宮 明晚(鏡)心院宮 真正珠院宮・瑞放光院宮・妙香花院尊牌厨子入
	光格天皇女房	蓮観院	50坪	姉小路聰子(さとこ)	1794～1888	督典侍 院小上 藤 菖蒲小路	・光格天皇尊儀 八角厨子入 ・光格天皇尊儀 八角厨子入 ・光格天皇御位牌 八角厨子入
		信敬院	50坪	外山 清子(すがこ)	1814～	(元 掌侍) 中藤 藤式部	
	仁孝天皇女房	孝順院	50坪	今城 嬉子(はるこ)	1809～1875	従五位上 掌侍	大日如来木像 厨子入(仁孝天皇御念持仏)
	新清和院女房	観実院	50坪	今城 興子(もるこ)	1800～	上藤 裏松	・新清和院尊儀 八角厨子入
		長春院	35坪	生源寺希子(まれこ)	1815～	下藤 長門	・新清和院尊儀 八角厨子入
新朝平門院女房	梅芳院	50坪	下冷泉永子(はるこ)	1814～1904	上藤 梅野井	大日如来木像 厨子入(新朝平門院念持仏)	

※今城重子・堀河紀子は「四軒両讀」として文久2年7月に宮中追放、8月に隠居謹慎、翌年に薙髪しているのが院号がある。慶応4年(1868)7月に許されて旧位に復した。

格天皇」小掛軸、同様の台無厨子入の「光格天皇」尊牌の三柱が検出された。まったく同じ形式で、新清和院の御霊代に相当するものは、やはり擬宝珠八角梨地台付厨子入「新清和院尊儀」小掛軸」が二柱、海会堂内陣に確認することが出来た。これらの品々は、まさに「光格天皇女房」「蓮観院」(寂静院の遺品も含める)「信敬院」、および新清和門院女房「観実院」「長春院」らが奉祀した御代々「神霊」を恭明宮「霊牌殿」に納置した実物に相当すると考証される。

これ以外の方の御霊代は存在しないが、ただし「仁孝天皇女房」「孝順院」

に対応して仁孝天皇御念持仏「大日如来木像厨子入」、新
朔平門院女房「梅芳院」に対応して新朔平門院念持仏「大
日如来木像厨子入」が、それぞれ海会堂に所蔵されている。
つまり雑髪女官の奉持した「神霊」とは、これら特殊な
尊牌類と念持仏に他ならないと考証される。恭明宮の用語
でいえば「霊牌」とも称される、これら「神霊」尊牌類は
雑髪女官たちの個人用の分霊であつて、公的な皇霊祭祀と
は無関係の記念物である。後述するように霊明殿に混入さ
れず、海会堂に格納されたのも理由がある。

〈恭明宮廃止とその処分〉明けて明治五年（一八七二）五月十
四日、維新期の神祇行政を取り仕切つてきた神祇官（すで
に神祇省に降格）が廃止されて、教部省と式部寮に分割され
る。その二十四日には福羽美静が失脚（教部省を致仕）、こ
の神祇官に最後まで残つていた津和野派は過激な天皇主義
者であつたから、恭明宮の一方の柱であつた孝明天皇祭祀
が失速する。六月十二日には神宮神社への僧尼參詣が自由
化されるのだから、もはや雑髪・蓄髪に拘泥した恭明宮の
特殊構造の意味からして瓦解する。廃止決定は翌年三月、
御黒戸の泉涌寺への合併、水薬師寺尼の罷免、そして隠居
女官には第二の人生を促すような内容になっている（『岩倉
具視関係文書』第八「恭明宮関係史料」二八三～二八五頁。原文

の片仮名まじりの漢文をやや読み下す）。

先般、恭明宮御設け相成り、宮中の仏体を移置かれ、
女官の雑髪隠居に守護仰せ附けられ候處、祭祀区々に
相成り不都合の次第に付き、右廃せられ候方、然べし
と存じ候。就ては左の通り夫々御所置相成し候様致度、
及び評議候間、然べく御裁決有之度、此の段相候也。

明治六年三月三日

宮内省

正院御中

恭明宮被廢次第

一 本尊御念持仏の類、泉涌寺へ合併。（原文「御念珠
仏」と誤記）

一 宮殿、地方官へ引渡の事。

一 水薬師尼、免職申付け候事。

一 雑髪隠居女房、各退散私宅へ引取。但し給禄是迄
通り下され候事。

一 縁附（結婚）致度節は勝手願出すべき事。

但し縁附候節には給禄三ヶ年分一時に下給候事。

伺の通り。

恭明宮廃止は、東京の宮廷改革とも直結していた。明治
四年八月一日には内廷刷新と女官の更迭があり、明治五年
四月二十四日の宮中改革によって権勢を誇つた広橋静子・
高野房子の両典侍が罷免される（『昭憲皇太后実録』上）。す

すべての女官を皇后が統率する近代的女官制度が発足した以上、先帝神霊を奉祀する薙髪女官のありかたは、もはや時代の潮流に反していた。

かくて明治六年（一八七三）三月十七日、恭明宮仏体は泉涌寺へ合併される。恭明宮「御霊殿」には①京都御所からの「御黒戸仏体」、②水薬師尼寺からの夭折皇子女「尊牌」、③薙髪女官が奉祀してきた「代々神霊（尊牌厨子や念持仏）」、④宝鏡院や照臨院から奉遷された「勅作如来」の四種類の奉祀品が総合されていた。「恭明宮仏体、残らず御引渡」（『泉涌寺日並記』）とあるが、その全部が泉涌寺に移管されたわけではなく、受継記録のない「三帝厨子（桜町・桃園・後桃園尊牌）」「開明門院尊牌」ほか仏具類など水薬師寺に返還された器物もある。³⁰「御渡目録、外二有之」（『同』）とある引渡目録とは、泉涌寺の『御黒戸仏体目録』（FM54）を指すのか、または中御門家文書「御黒戸目録」（12F0059）の類であろうが、とまれ前者の内容だけしか泉涌寺では把握されて来なかった。

第三章 泉涌寺「海会堂」と宮中「御黒戸」

（一）恭明宮「御霊殿」から奉遷された御黒戸仏体

〈恭明宮建築の泉涌寺への移築の可能性〉明治十七年（一八

八四）再建の泉涌寺「海会堂」について、これを京都御所「御黒戸」の移築建物であるとの或説を仄聞するが、これは間違いである。次節で詳述するとおり安政度内裏「御黒戸御所」とは、仏殿風を加味した書院建築であるから、海会堂の現状とはきわめて乖離する。むしろ私見では、京都御所「御黒戸」奉祀品を奉遷する目的で造営された、恭明宮「御霊殿」建物そのものを移築したものが現「海会堂」であろうと推論している。

恭明宮「霊牌殿（御霊殿・御本殿）」の建築仕様は、「惣体桧」であって「内陣前側は丸柱、其の外は総て角柱。但し丸柱の指渡は八寸、角柱は五寸の事」と史料に見える（中御門家文書「恭明宮御造営仕様概略書」12F0055）。その建築規模は五間四方（三二・五尺四方）であったことも知られている（『同』恭明宮御用地建物惣図」12F0063）。

実際、いま明治再建「海会堂」と単純に比較するならば、その内陣は丸柱（径二五・〇寸）、外陣は角柱（二辺二四・五寸）、土蔵造の規模は「二六尺×三二・五尺」であるから、両者は近似値を見せる建築物である。さらに史料を搜索すべきであろうが、本稿では現「海会堂」をもって恭明宮「御霊殿」の移築建物として提起しておきたいと思う。

ちなみに明治十七年の泉涌寺再建事業では、この「御霊殿」と同様、恭明宮「薬医門」が泉涌寺台所門に、「遙拝

所」前面一部が泉涌寺本坊建³¹⁾物に移築されて再利用されている蓋然性も私考している。

〈泉涌寺「海会堂」と「御黒戸仏体目録」〉そもそも宮中「御黒戸」とは『御湯殿上日記』に「黒戸御持仏堂の御仏」(文明十五年二月十五日条)と見え、本尊として祀られていたのは「地藏菩薩」(延宝七年八月二十四日条)、および「釈迦如来」(文明十八年二月十五日条)等であった。寛文十三年(一六七三)五月八日の禁裏焼失で被災したらしく、延宝四年(一六七六)三月二十四日に堯想法親王によって開眼供養された地藏菩薩立像が(『堯想法親王記』³²⁾靈元天皇実録所引)、その後も宝永・寛政・安政度内裏と継承され、水薬師・恭明宮を経由して泉涌寺に移管された厨子入地藏菩薩立像(海会堂 B011)に相当すると思われる。

泉涌寺海会堂に奉安される旧「御黒戸仏体」については、泉涌寺宝物古記録『御黒戸仏体目録(FMS4)』『平常備付品記(FMS5)』に法量などが不記載なため、一部例外を除いて個々の整合は困難とされてきた。³³⁾ところが中御門家文書「御黒戸目録」(12F0059)には外容器「厨子」について寸法記載があるので、これを手掛かりに全体像を復元的考証することが可能となる。

〈歴代念持仏という或種の虚構性〉前述の「地藏厨子」「釈迦厨子」をはじめ、これに不動明王と准胝観音を加えた一際大きい四体が、御黒戸の主體的な本尊群と言えよう。これに宮廷仏教の伝統によって「二間観音(模像)」³⁴⁾を取合わせたものが、近世内裏「御黒戸」の内訳である。

一方、中御門家文書「御黒戸目録」(12F0059)が、個別天皇との「念持」関係に一切の興味を示さない事実にご注目すべきだと思う。つまり「(天皇)門院の念持仏」という情報は、所詮は雑髪女官たちの追憶による発信に過ぎず、御黒戸仏体の本質ではないのである。それは平安宮仁寿殿に由来する二間観音像を典型とするように、『御湯殿上日記』所見の釈迦如来像、また延宝再興の地藏菩薩像のごときも「累代の渡御物(歴代の承継品)」であって、個々の天皇と必ずしも念持関係にないからである。皇后方の仏間に夭折皇子女の位牌が一定期間奉祀されていた可能性までは排除しないが、御黒戸に歴代天皇の尊牌が並ぶようなイメージには誤謬性を禁じ得ない。「恭明宮から移された尊牌や念持仏」という御黒戸にまつわる不確かな形容とは決別すべきであろう。

むしろ「念持仏」的な存在として私考されるのが、『御黒戸仏体目録(FMS4)』の記載する「薬師如来廿六体」である。白木厨子に収納された小型で素彫の薬師如来立像の

表2 恭明宮「御黒戸」奉遷の仏体総目録

水薬師寺御仏殿 (中御門家文書 12F0073)	恭明宮「御黒戸」 目録 (同文書 12F0059)	泉涌寺宝物古記録		泉涌寺 現状 (旧御黒戸仏と思われるもの:含む候補)		
		「御黒戸仏体目録」FM54	「平常備付品記」FM55	番号	名称(厨子寸法)	
	地ぞうの御厨子 4尺1寸: 1尺5寸:1尺2寸	地藏菩薩	地藏菩薩立像厨子入 (但し御黒戸分)	B011	厨子入 地藏菩薩立像1軀 130.0:55.5:43.5cm	
※	文殊の御厨子 2尺7寸: 1尺6寸:1尺3寸	文殊菩薩(水薬師より)		B020	二重厨子入 文殊菩薩坐像1軀 29.7:20.8:12.7cm	明治10年 (1877)3/2 宮内省に提出 (返還) (泉涌寺文書 FM872)
		大日如来	大日如来木像厨子入 (但し御黒戸分) 仁孝天皇御念持仏	B014	厨子入(一字金輪) 大日如来坐像1軀 30.5:17.5:16.0cm	裏貼紙 仁孝天皇御守 本尊
	大日の御厨子 1尺: 5寸:4寸5分	大日如来	大日如来木像厨子入 (但し御黒戸分) 新朔平門院念持	B015	厨子入 大日如来坐像1軀 41.2:24.0:20.5cm	裏朱書 新朔平門尊義 御念持仏
		虚空蔵菩薩	虚空蔵菩薩木像厨子入 (桂宮淑子内親王念持) 唐金五具足:減金造花	B031	厨子入 准胝観音小像1軀 29.0:19.5:13.5cm	二重厨子入 扉紋が同上
	千手観世音の御厨子 4寸5分: 3寸5分:2寸5分	千手観音(2)				【不明】
	小御厨子 2寸4分:1寸2.3分	阿弥陀如来か				【不明】
	地藏の御厨子 2寸5分:1寸余	地藏菩薩				【不明】
	不動の御厨子 4尺: 1尺8寸:1尺5寸	不動明王	不動明王立像厨子入 (但し御黒戸分)	B032	厨子入 不動明王立像1軀 120.0:63.0:47.0cm	
	準胝の御厨子 3尺: 1尺9寸:1尺3寸	準胝観音	準胝観音木像厨子入 (但し御黒戸分)	B017	厨子入 准胝観音坐像1軀 92.0:64.0:44.5cm	
	御釈迦の御厨子 3尺6寸: 1尺6寸:1尺4寸5分	釈迦如来	薬師如来木仏座像厨子入 (但し御黒戸分)	B016	厨子入 薬師如来坐像1軀 112.0:54.0:49.0cm	
	正観音の御厨子 1尺6寸5分: 7寸5分:6寸	正観音	二間観音厨子入 (但し御黒戸分)	B013	厨子入 聖観音菩薩立像1軀 51.0:23.0:18.0cm	裏貼紙 禁中二間観音
	あいぜんの御厨子 3寸5分: 1寸8分:1寸5分	愛染明王				【不明】
	小御厨子 3寸:1寸3分:1寸	不動明王か				【不明】
	小御厨子 2寸:1寸:8分	不動明王か				【不明】
【恭明宮】「光格天皇勅作如来像」 宝鏡寺より書付(12F0077)		阿弥陀如来 灯笼1対・三 具足・戸帳 宝鏡寺より (へ)復遷			【B027】阿弥陀如来座像 現・海会堂本尊とする説も あり (『月輪之葉』FS210)	【現・宝鏡寺 像】
【恭明宮】「勅作如来:照臨院」 (泉涌寺文書FM873)		阿弥陀如来(小)			明治23年(1890)12/24 昭憲皇太后の沙 汰で 宮中に還座(泉涌寺文書FM873)	
		阿弥陀如来(大)	赤梅檀瑞木釈迦 (但し春日厨子入)	B028	厨子入 阿弥陀如来座像1軀 像高30.0cm	春日厨子入
		弘法大師筆 六字名号	南無阿弥陀仏 南無地藏大菩薩 白木厨子入(御黒戸分)			【不明】

		不動明王	不動	B007	? 不動明王立像 1 軀 像高 78.5cm	(鎌倉時代)
		薬師如来(26 体) 薬師如来 (5)	白木薬師 (26 + 5 体か)	B030	白木厨子入 薬師如来立像 28 軀 55.0 : 69.5 : 29.0cm	小厨子入 3 体 を含む 大壇宝塔内にも 1 基
	御掛軸 巾 2 尺 2 寸	釈迦如来掛物		C147	? 阿弥陀如来像 1 軸 軸長 62.3cm (絹本)	釈迦像と認識 か 逆手阿弥陀 (室町時代)
	御掛軸 巾 1 (2カ) 尺 2 寸	阿弥陀如来掛物		C030	金色阿弥陀如来像 1 軸 軸長 69.0cm (絹本)	済仁法親王念 持仏 (室町時代)
		観世音	如意輪観音木座像厨子 入 (但し御黒戸分)	B021	厨子入 聖観音菩薩座像 1 軀 24.0 : 15.5 : 12.5cm	東福門院念持 仏・靈明殿旧 仏
		十一面観音		B048	? 十一面観音座像 1 軀 像高 22.0cm	(宝蔵安置)
		大日如来・千手 観音		B029	大日・十一面立像 2 軀 22.5 : 19.5 : 11.0cm	平厨子入
		千手観音	千手観音木仏立像 (聖徳・四条天皇念持仏)	B010	千手観音立像 1 軀 像高 80.0cm	四条天皇念持 仏・四条院御 影堂旧仏
		聖観音	聖観音木座像 (但し來迎院分)	B022	厨子入 聖観音菩薩座像 1 軀 102.0 : 55.0 : 48.0cm	
		聖観世音		B019	? 聖観音菩薩立像 1 軀 19.5 : 16.0 : 12.0cm	三重厨子入・ 静寛院宮念持 仏
			真鍮 釈迦誕生仏		【不明】	
		※	弁財天立像厨子入 (但し御黒戸分)	B052	弁財天十五童子 16 軀 像高 41.6cm	厨子入 (上経蔵に安 置)
			弘法大師木像厨子入	B033	弘法大師座像 1 軀 89.0 : 79.0 : 61.0cm	厨子入・善能 寺旧仏か
		大日如来		B050	? 菩薩立像 1 軀 像高 28.0cm	金剛界大日如 来立像 (宝蔵安置)
		大日如来		B050	? 菩薩立像 1 軀 像高 30.2cm	胎蔵界大日如 来立像 (宝蔵安置)
		再出：阿弥陀如 来				
		おそらく再出： 準胝観音 2				
		おそらく再出： 地藏菩薩 2				
三帝尊儀御厨子 (桜町・桃園・後桃 園) 高2尺9寸： 巾2尺4寸：1尺1寸 後桜町院様御厨 子 高凡2尺：巾9寸： 奥7寸 開明門院御厨子 高2尺2寸：巾9寸： 奥6寸	【受継記録なし】	【受継記録なし】	【受継記録なし】		【受継記録なし】	

小御厨子 高1尺3寸5分: 巾7寸・奥6寸		妙香華院宮	妙香花院尊儀厨子入 (但し御黒戸分)	無番	「妙香華院 尊儀」尊牌 36.5・19.7・12.1cm	菊紋黒漆厨子入
		光格天皇厨子 (3)	光格天皇厨子入 (但し御黒戸分)	無番	「光格天皇 尊儀」軸 42.0・31.0・25.5cm	擬宝珠八角梨地厨子入 台付
	同 (同)		無番	「光格天皇」軸 42.0・31.0・25.5cm	擬宝珠八角梨地厨子入 台付	
	同御位牌厨子入 (同) 常花唐金瓶 (1)		無番	「光格天皇」尊牌 42.0・31.0・25.5cm	擬宝珠八角梨地厨子入 台なし	
		新清和院	新清和院尊儀厨子入 (但し御黒戸分)	無番	「新清和院 尊儀」軸 42.0・31.0・25.5cm	擬宝珠八角梨地厨子入 台付
			(同掛物)	新清和院尊儀厨子入 (但し御黒戸分)	無番	「新清和院 尊儀」軸 42.0・31.0・25.5cm
上段「5方様」御安置之事 (光格・仁孝・孝明 3代の嫡子)		成不動院宮(水薬師より被納)			【不明】	元来の尊牌を靈明殿に奉祀
		瑠璃光院宮(水薬師より被納)				
		妙莊嚴院宮(水薬師より被納)				
		普明照院宮(水薬師より被納)				
		佛華光院宮(水薬師より被納)				
夭折「御3方様」 (甘露寺妍子腹: 仁孝皇女)		明曉心院宮	瑞放光院			奉祀されていない
		真正珠院宮	明曉(鏡)心院 厨子入			
		瑞放光院宮	真正珠院(但し御黒戸分)			
		法蓮華院宮				
		宝相心院宮				
	唐金 花生(8対) 香炉(11) 灯笼燭台(大3・ 中6・小2対)ほか	灯笼 (3 対) 三具足 (3 組) 華鬘 (3 組) 糸 華鬘 (1 掛) 壇鋪(大小 7 枚) 水引戸帳 (大小 6 枚) 幡 (10 流)	唐金灯笼 (1 対) 唐金三具足金造花 (1 組) 梨子地御紋附膳 (9 ケ) 真鍮茶湯椀 (9 ケ) ほか	D185 無番 D189 D204	仙徳製灯笼 (1 対) 三具足 (3 組) 御紋付掛盤 (6 脚) 茶湯器 (7 台) 刻銘「真」2「瑞」 1 「仙」1「三葉紋」1	
「水薬師奉安」合計 仏像 0体 尊牌類 14柱	「恭明宮奉安」合計 仏像 13体 仏画 2幅 尊牌類 0柱	合計 仏像 61体 仏画 3幅 尊牌類 15柱 (うち水薬師から 9柱)	合計 仏像 48体 (うち御黒戸から 41体) 尊牌類 9柱 (うち水薬師から 4柱)	46体	「海会堂現奉安」合計 ○御黒戸から奉遷と考えられる仏像 (別置の仏画 2幅) ○恭明宮から奉遷と思われる尊牌類 6柱のみ	

※ここに見える「霊牌類」は、御黒戸から恭明宮を経由して海会堂に奉遷されたもので、所在不明のものも含めて、靈明殿へは合祀されない性質のものらしい。

群像で、法量が一律ではなく個体差が激しいので、ある種の集積物とも想像される。「金輪聖王天長地久の奉為に」薬師如来宝号を唱える密教修法の慣習から言えば、これらの薬師如来像が各天皇の祈念仏であった蓋然性は否定できない。例えば延宝度内裏「御黒戸」において地藏菩薩像の再興された延宝四年（一六七〇）を基点として数えた場合、後水尾院（すでに後光明天皇は崩御）から明治天皇までが十四人、嫡后に限れば東福門院から昭憲皇太后までが十二人であるから、その合計二十六は薬師如来の個体数と見事に合致する。御代替りごとに造顕して「天皇・皇后」の宝祚長久を祈願（これも「念持仏」の概念に含まれるかは措くとして）した仏像が、やがて群像を形成したと考証しておく。

（二） 京都御所における御黒戸

〈宮中「御黒戸御所」の来歴〉そもそも平安宮内裏の清涼殿の北廊に「黒戸」という（黒く煉けた）妻戸があり（『徒然草』）、「萩戸」同様に一室の名称として「黒戸御所」という北廊空間を指すようになる（『大内裏図考証』）。やがて応永内裏指図⁽³⁵⁾に見るように、肥大化に耐えかねた清涼殿諸間の内から常御所よりも先に、最初に分離独立したのが「御黒戸」であるから、仏間機能からして清涼殿「二間」（もとは夜居僧の候所、護持僧が参内して玉体加持を修する一間、仁寿殿の観

音像が移転して「二間観音」と改称される）の発展形態とみられる。永享元年（一四二九）称光天皇の、明応九年（一五〇〇）には後土御門天皇の崩御の殿舎として「御黒戸御所」は、両度とも泉涌寺雲龍院へと施入移築されている（現雲龍院本堂はむしろ創建靈明殿に近似する）。近世内裏では、慶長以降八度の再建を繰り返して、寛永度を最大規模として宝永度以降は「四間×二間半」規模に落着いて幕末に到る。およそ御廊下に面する一屋で、上段・下段・次の間の三室の構造形態は、興味深いことに近世「内侍所」とまったく同一である。仏教的な施設「御黒戸」と、一方で神鏡奉斎の「内侍所」とが近似形態を有するのも、皇室の先祖祭祀の表裏にあたると思議ではない。かかる応永内裏における双生児的な発展過程は、これら「御黒戸」「内侍所」両者の共通する萌芽であった。

〈二つの御黒戸の間〉実は京都御所（安政度内裏）には「御黒戸」が二箇所ある。本来的な「御黒戸（表向）」は御常御殿の北、御湯殿の御廊下をへて花御殿へ到る途中の左手に突きだしている。『安政御造営誌』によって構造形式を記せば、「御黒戸」は御廊下を取込んだ桁行が四間、梁行は二間半、東西棟の屋根は桧皮葺で棟瓦を積み（中御門家文書「屋根伏図」、両妻の破風まわりの懸魚・玉縁・六葉などに

鍔金物をほどこし、ほかの殿舎のような舟肘木ではなくて三つ斗組を用いるなど（但し安政度は舟肘木だったか）仏殿風を加味した書院建築である。外回りの建具は、片面舞良戸（遣戸）に明かり障子の組み合わせで、室内には襖（フスマ）を入れ、寛文度以降の御黒戸の襖絵は蓮一色になって踏襲されている。京都御所の現状では、常御殿から花御殿への渡廊とともに撤去されているが、この御黒戸建物が泉涌寺に移築されたわけでは決してない。³⁰⁾

もう一つの「御黒戸（奥向）」は、皇后宮常御殿から若宮姫宮御殿へ折れる廊下の右手に、ひとまわり小さい「仏間」が、こちらは京都御所に今も現存している。天折した皇子女の尊牌（成不動・瑠璃光・妙莊嚴・普明照・佛華光・明曉（鏡）心・真正珠・瑞放光・妙香華院宮尊儀）などは、こちらの御黒戸（奥向）の仏間に内々に奉祀され、やがて親が尽きると（開明門院による中興以降）水葉師尼寺に奉遷されていたものと考えられる。

両者は混同されるが、天皇居住空間（表向）と皇后居住空間（奥向）の両方にそれぞれ「御黒戸（仏間）」が設置されていたわけである。皇后宮の方だけでも現存しているように、「神仏分離」政策によって「御黒戸」建築の撤去が企図されたわけではなく、史料にいう「御黒戸奉遷」とは内容物の転出移管に過ぎないことを先行研究は軽視してきた。

ちなみに、かかる「仏間」的な空間は明治宮殿にも踏襲されており、その奥向き殿舎には南から「聖上常御殿」「皇后宮常御殿」「御靈代ノ間」が雁行して建設されている。後者が京都御所に残る「御黒戸（奥向）」に相当するであろうことは論を俟たない。

〈安政度内裏「御黒戸」の復元的考察〉藤岡通夫『京都御所』は建築学的に指摘していないが、内匠寮本指図に貼紙されているように安政度内裏「御黒戸」は増築が施工されている。南と西の二方に廻っていた高欄付木口縁について、その西側部分を室内に取込んで「脇仏壇」を増設したためである。早稲田大学図書館所蔵「中御門家文書」（御黒戸指図〔2F0059〕および内匠寮本「安政度内裏指図」〔中井家文書の研究³¹⁾〕によって、「御黒戸奉遷」直前の室礼を復元的に考証しておいた。

泉涌寺海会堂に奉安される旧「御黒戸仏体」（泉涌寺宝物古記録『御黒戸仏体目録（FMS6）』『平常備付品記（FMS5）』）が、どのように配置奉安されていたか概要を記入してある。慶長度内裏以降の八度の造営において、御黒戸の規模面積は次表のごとく増減はあるが、正面の仏壇の大きさは「一間×半間」畳二帖分（二坪程度）で変化しない。

慶長度（二六一三新造）一六四一造替

三間半×三間 仏壇「一間×半間」

寛永度（一六四二新造）一六五三焼失

五間半×四間 仏壇「一間×半間」

承応度（一六五五再建）一六六一焼失

二間半×二間 仏壇「一間×半間」

寛文度（一六六三再建）一六七三焼失

三間 ×二間半 仏壇「一間×半間」

延宝度（一六七五再建）一七〇八焼失

三間 ×二間半 仏壇「一間×半間」

宝永度（一七〇九再建）一七八八焼失

四間 ×二間半 仏壇「一間×半間」

寛政度（一七九〇復古）一八五四焼失

四間 ×二間半 仏壇「一間×半間」

安政度（一八五五再建）現京都御所

四間 ×二間半 同右+「脇仏壇」増築

ただし最後の安政度内裏で初めて「脇仏壇」が増築されて、いきなり倍加するのである。前述のとおり四大厨子（地藏・釈迦・不動・准胝）と「二間観音」を奉祀すれば、謬説のごとく歴代天皇の御位牌が並ぶような空間的な余裕はない。集積されてきた歴代念持仏（薬師如来二十六体）等を置く必要から、脇仏壇の増築がなされたものであろう。

室内は三部屋から構成され、上段（二帖）折上小組格天井

に御拜座を設け、下段（六帖）板違格天井）いっばいに密教修法の大壇を構え、法要の際には高欄木口縁を供僧座に、次の間（五帖）棹縁天井を聴聞所に宛てたものと想定される。高格式の書院建築としては宮門跡寺院の仏間のような形式を想像すればよい。塗框の仏壇下の蹴込戸袋襖には獅子・牡丹を画くから、大壇基部の格狭間の連子に据えられた極彩色の獅子彫物（水薬師寺に現存）とは調和性が見事であったであろう。要所に菊紋をあしらひ、魚々子地菊唐草文の八双金具、菊唐花の打出金具など、建築金物・建具鋳・器物の飾金具など統一的な室内が想定される。

皇后常御殿の北に、こことは別の一廻り小さい「御黒戸」が存在しており（こちらは現存）、障壁画には蓮池の画かれた仏間の仕様を留めている。水薬師尼寺に奉遷されるまでの間、天折した皇子女の尊牌などが内々に奉祀されていたのが此処だと考えられる。

（三） 明治天皇が継続された御黒戸拝礼

〈海会堂で発見した御霊代〉本稿を論述するため、海会堂奉安の旧御黒戸仏体を調査したわけだが、実は登録もされず管理番号も付されていない御遺品が眠っている。仏教美術的な鑑賞対象にもなる「御念持仏」と、純粹に信仰対象である「尊牌類」とでは、その取扱以上の差違が当然あるか

らである。薙髮女官の關係品と思われる尊牌厨子については先述した通りである。

そうした中、神道形式の御霊代の存在について報告しておこう。典型的な御櫛(おとく)形式で、正面の御扉を開け、さらに御幌を襄げると、内部には浜床を据え、約束どおり厚畳、茵を重ねて敷いた上に御霊代が奉安されている。御霊代は台付き御幣で、檀紙で包んだ御鏡も添えられている。御附属の紙札に「三品薰子内親王殿下」と墨書があるので、明治天皇の第二皇女(第三子)梅宮薰子(しげこ)内親王(一八七五―一八七六)を奉斎したものと知られる。生母は早蕨典侍こと柳原愛子だから大正天皇の同母姉、その霊代のことには『昭憲皇太后実録』に見える。⁽³⁸⁾

〈明治宮殿の不思議な唐櫃〉これを拝見した時、すぐさま前著『石灰壇毎朝御拜の史的研究』⁽³⁹⁾に引用した坊城俊良「宮中五十年」⁽⁴⁰⁾の回顧する明治宮殿「劍璽之間」の「次の間(御上段)」に奉安されていた不思議な「唐櫃」のことが想起された。

御常御殿にある上段の間、すなわち劍璽の間のつぎに、唐櫃があり、古くよりの皇親の御霊位がお納めしてあった。年に二回だったと記憶するが、その御拜があった。

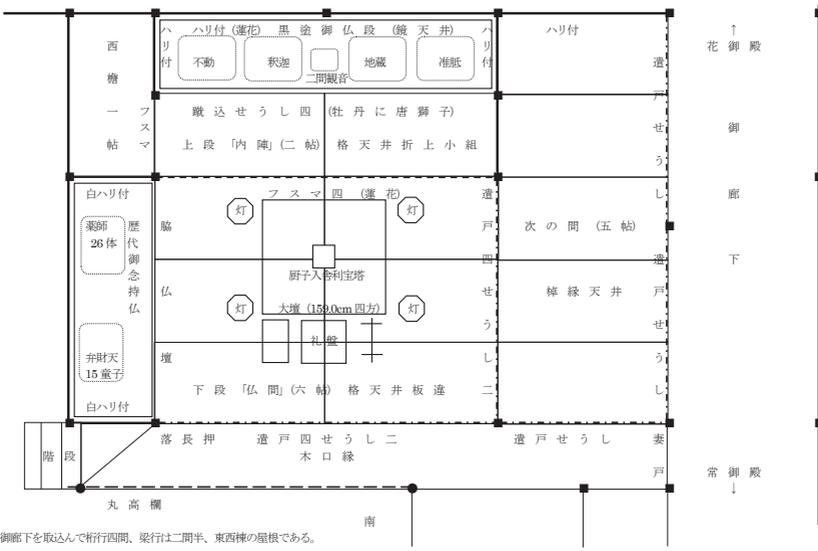


図4 京都御所「御黒戸」略平面図ならびに想定復元配置図
(早稲田大学図書館「中御門家文書」12F0059 および内匠家本「安政度内裏指図」『中井家文書の研究』)

天皇はフロックコートを召され、畳の上にお座りになり、両手をおつきになって、かなり長い間非常に御熱心に御拜をなされるのである。私どもは御拜の前後にお手水をさしあげ、御拜中はその場で平伏していた。これは大正時代におとり止めとなり、御霊位は賢所にお納めになったと伺っている。

私見では、この唐櫃「御霊位」の原物こそが、薫子内親王「御霊代」に相当すると推察する。薫子内親王は、明治八年一月二十一日誕生、明治九年六月八日薨去（一歳四ヶ月）。明治天皇には死産児を除けば最初に生まれた我子であったから、夭折して以来ほかに異なる哀惜の念を懐かれたのであろう。坊城侍従職出仕が勤務したのは明治三十五年からであるので、これを「古くよりの皇親」と称しても強ち間違えではない。

〈明治天皇の御念持仏〉薫子内親王の夭折された翌年、明治十年（一八七七）三月二日付で御黒戸仏体内「文殊菩薩一体」を宮中に差出すように宮内省から指令が出されている（泉涌寺文書FM872）。返還されて海会堂に戻された二重厨子入「文殊菩薩坐像一軀」（B020）がそれで、この由緒をもって「明治天皇御念持仏」と称されている。たしかに中御門家文庫「御黒戸目録」（12F0059）に「文殊の御厨子」

とあり、泉涌寺「御黒戸仏体目録」（B254）には「文殊菩薩（水薬師より被納）」と記載されたものに相当するが、厨子法量だけが異なる。特に外厨子は白木造りで、前述の神道の「御櫃」に共通するから、両者を連繫させて考えてみることも可能であろう。そもそも「文殊師利童真」（『理趣経』）「文殊師利法王子」（『妙法蓮華経』安樂行品・『阿弥陀経』）とも表記されるように、文殊菩薩は髻を結う童子形で現わされる。嬰兒の供養本尊として旧御黒戸の文殊像を借出し、白木厨子を新調して御霊代に添えられたと想定すれば一連の経緯に矛盾はない。明治宮殿の常御殿上段に奉安されていた不思議な唐櫃の謎が、これで解けたように思われる。

実は御櫃の中には「英照皇太后陛下」「明治天皇陛下」紙札も追封されている。（坊城侍従職出仕の記憶どおり）御代替りで賢所に移管されたとしても、皇霊殿の方でも英照皇太后ゆかりの御品ならば御陵のある泉涌寺であろうと判断されたであろう。しかも唐櫃の中には「御霊代御櫃」と共に「文殊厨子」も納入されている。かくて霊明殿の方ではなく、海会堂「御黒戸」に合祀されたものと考証しておく。海会堂に奉祀される尊牌類の性格を考える上で、大変に示唆に富む事例と思われるので附言した。

終章 明治期成立の近代「靈明殿」と御黒戸の

関係

〔明治九年「尊牌合併令」の目的①〕明治九年（一八七六）六月一日付の宮内省通達で「京都府下各寺院之尊牌・尊像」の泉涌寺合併が仰出され、歴代天皇の尊牌が泉涌寺に一元化される（泉涌寺文書 FM1876）。実際に動き出すのは七月一日からで、般舟三昧院から五十三柱もの尊牌が長持五棒で護送されたのに始まり、連日のように京都府下の寺院からの搬入が数ヶ月にわたって続くのである（『泉涌寺日並記』 FM190）。歴代天皇の尊牌ばかりか、陵墓寺院からは多数の皇族尊牌も到着する。江戸時代の世襲親王家は四宮家（伏見宮・桂宮・有栖川宮・閑院宮）の当主に限られていたから、その多くは当然ながら夭折皇子女か、残りはすべて法体である。これら尊牌の整理と奉祀形式の完成は、ひとまず明治十七年再建の近代「靈明殿」を待つことになる。

そもそも泉涌寺「靈明殿」は、泉涌寺陵所への被葬者に対応した「御位牌堂」（陵側の寝廟）が本質である。裏返せば非埋葬者については非対応なわけで、皇靈祭祀の全域をフォローしていないという弱点があった。江戸中期までに嫡系陵墓としての厳格な運営方針が確立すると、非嫡后系の天皇生母は泉涌寺陵墓への埋葬が不可能であった。例え

ば「新崇賢門院」（中御門天皇の生母）が、これにあたる。また創建当初から後光厳院以降の北朝皇室の尊牌は奉祀されているが、やはり天皇生母で尊牌のない方がおられた。「光範門院」（称光天皇の生母）や「敷政門院」（後花園天皇の生母）である。これら不足する尊牌を、非嫡后・非嫡出皇子女の埋葬地であった般舟三昧院など御黒戸四箇院（実際には般舟院・盧山寺・清浄華院）から補充することに狙いがあった。

従来、般舟院ヲ初、其他京都府下各寺院之

尊牌 尊像悉皆今般其寺へ合併被 仰出候条、可得其意。尤委細ハ京都府ヨリ可相達候。此段相達候事。

明治九年六月一日 宮内卿 徳大寺実則

まず明治九年尊牌合併令のターゲットは、この文面にあきらかなように「般舟三昧院」であった。ちなみに般舟院から搬入された「天皇・門院」尊牌の実態を推測できる史料に「般舟院御牌名（五十紙一包）」「先帝御宝号（十八紙一包）」（御一会史料のあ）がある。これに依ること、般舟三昧院「御位牌殿」の内陣に奉祀された尊牌の具体相を知ることが出来る。

〔明治九年「尊牌合併令」の目的②〕一方、後光厳院以前の天皇尊牌を京都府下寺院から回収することが、第二目的で

あった。寛文六年の創建「靈明殿」は後水尾院統「家廟」であって、「皇室の嫡流陵墓」月輪陵所との対応で「靈明殿」尊牌も対象が絞られていた(雲龍院灰塚の後光厳院が最古、門院では崇賢門院・嘉樂門院・豊樂門院まで)。とはいえ弘化再建「靈明殿」でも部分解除された例外はある(礼成門院・敬法門院・開明門院)。明治九年「尊牌合併令」の意義は、泉涌寺月輪陵墓における限定を完全解除して、奉祀対象を歴代天皇(後光厳院以前の尊牌を搜索)、后妃(光範門院・敷政門院・新崇賢門院を追加)、皇族(聖徳太子や法親王から尼門跡、天折皇子女まで)を無制限に拡大して「皇室の宗廟」を企図した点にある。ちなみに明治九年尊牌合併令に「天武系排除」の文言は確認できない。尊牌回収を京都府下寺院に限定したので法安寺の本願天皇牌「天智天皇」が最古となっただけであるが、皇靈祭祀の趣旨との整合性がよいため結果のみが独歩している。

つまり「泉涌寺+安楽光院(北京律)」系と、「安樂行院+般舟三昧院(天台兼学)」系という中世以降に二系統に分裂してしまった皇室の先祖祭祀を、泉涌寺一元化に大きくシフトチェンジさせたのが明治九年尊牌合併令の意図である。実際、般舟院は事実上解消され、深草法華堂「安樂行院」も明治二十七年(一八九四)に廃寺されて「深草北陵」と改称される。

〈近代靈明殿(第四次)の成立〉明治十五年(一八八二)十月十四日の火災は、文久再々建「靈明殿(第三次)」をふくむ本坊建物を全焼させる。この焼亡以前すでに明治六年(一八七三)「恭明宮御黒戸」を合併、明治九年(一八七六)「尊牌合併令」で旧皇霊を一元管理化、明治十三年(一八八〇)七月十六日には靈明殿への天皇親拝さえ復旧を果たしていた。⁽⁴⁵⁾ 神仏分離政策の揺り戻しの時期であるから、廃仏毀釈史観から離れて近代靈明殿を考える必要がある。

そもそも創建「靈明殿(第一次)」(創建一六六六年〜一八四一年焼失は、桁行柱間が五間、梁行柱間が三間、七間半四方(約十五米四方・実際の梁行は六間六寸・十二米)ほぼ正方形の建築物であった。これを継承した弘化再建「靈明殿(第二次)」(再建一八四五〜一八五九年焼失)と文久再々建「靈明殿(第三次)」(再々建一八六一〜一八八二焼失)は同規模踏襲で、桁行の正面柱間が七間(一〇間四尺二寸五分・二十一米)、梁行の側面柱間が四間(六間六寸・十二米)。初めて横長プランが採用されて、面積的には一割強(一・四倍)増築されている(中井家文書「泉涌寺御再建絵図」。一方、明治再建「靈明殿(第四次)」(再建一八八四年(現存)は、桁行の正面柱間が七間(七丈一尺六寸八分・二一・七米、正確には八間だが正面中央が減柱されている)、梁行の側面柱間が五間(四丈四尺八寸・

一三・六米)。弘化・文久の横長プランを継承しつつ、殿内の柱を減少させて広い空間を確保した点において近代的建築である(木子文庫「靈明殿平面図」木09410)。創建時と比較して一・六倍、弘化・文久時と比較しても一・一七倍、過去最大の建築面積(百二十三坪九勺)を誇っている。

般舟院を解体して泉涌寺一元化を基本方針としてきた明治政府としても(究極的には「尊牌奉護料」という下賜金の問題だとしても)、靈明殿の規模拡大は首肯せざるを得ない問題であった。当時の東アジアには北京の清朝「太廟」はじめ、李氏朝鮮「宗廟」、琉球王の崇元寺「正廟」も健在であり、建築的に比肩しうる必要もあった。

〈宮中三殿「皇靈殿」と明治再建「靈明殿」の關係〉明治十六年(一八八三)五月十一日付「被仰出」(明治天皇の勅命)により(宮内省庶務課第九一六号・宮内卿徳大寺実則名「靈明殿等再建御達」[M889]、明治十七年(一八八四)十月十五日に現「靈明殿」が宮内省の造営で竣工する。靈明殿と唐門は(安価な般舟三昧院「御位牌殿」移築ではなく)尾州桧を用いた完全新築で、その姿は「明治十七年御再建現在図」(C18)という大幅に描かれている。この翌年に宮内省に御料局(のちの帝室林野局)が設置され、明治三十九年(一九〇六)からは神宮御造営材備林制度(いわゆる神宮備林)が制定される。

この靈明殿再建と宮中三殿とは一連の造営工事で、故実大工家で設計者の木子清敬(一八四五―一九〇七)は靈明殿の竣工後、宮内省一等匠手として明治二十二年(一八八九)に宮中三殿を完成、翌年に宮内省の内匠寮技師に昇格した。建築的にも泉涌寺靈明殿が宮中三殿の雛型であったことは間違いない。

荷前など律令陵墓祭祀が廃絶して以来、永らく仏教が担ってきた陵墓祭祀を、神道形式に復旧する代替措置として、各々の陵墓寺院から仏教式「尊牌」を回収して、(山陵祭祀との中継点でもある)泉涌寺「靈明殿」に一元管理化させるといのが明治政府の最終方針であった(宮内卿徳大寺実則名で出された明治九年「尊牌合併令」)。もちろん明治十一年創始「春秋二季皇靈祭」といった宮中三殿「皇靈殿」における皇靈祭祀の成立要件としての施策であったと言える。ただし山陵祭祀が(歴代尊牌のようなものを媒介せずに)直接的に皇靈殿に集約され得るかどうかは、新築された皇靈祭祀における神学的アクセシブルでもあった⁽⁴⁾。

古代の山陵祭祀とは異なる要素として、中世以降は宋礼を継受した「御位牌(朱子学の神主)」が祭祀主体として登場した。泉涌寺「月輪陵墓(魄)」成立に対応して、新たに「御位牌堂(魂)」が創建されたわけで、つまり宮中三殿に(古代には存在しなかった)皇靈殿が追加された遠因は近世の

霊明殿（後水尾院統「家廟」創建に遡源するとも言えよう。実際、宮中三殿の他の二者については「賢所（神鏡の写し）」には「伊勢神宮（八咫鏡オリジナル）」、「神殿（天神地祇）」には「律令制の神祇官八神殿（百川伯家・吉田太元宮から回収）」という古代権威の裏付けが存在した。これに對比して「皇霊殿」の場合、明治三年九月三十日に神祇省神殿から奉遷して賢所御同座になったとはいえ、明治二年六月二十八日に再興神祇官の仮神殿で急造された「霊代」（歴代々皇霊）の正真性を裏付けるには、旧来の尊牌が相応しく（オリジナルとして）担保される必要が（少なくとも当時の人々には）実感されていたはずである。しかも宮廷仏教の系譜を引く「御黒戸」などではなく、後水尾院統「家廟」に発端して江戸期に成立していた泉涌寺霊明殿「尊牌」の方に、より正統な「皇霊」の所在を認めていたわけである（朱子「祠堂制」神主であれば、もはや神道式「霊代」と概念的に大差はない）。維新期の制度改革によって成立した現行の皇室祭祀から演繹される⁽⁶⁾ところ、宮中三殿「賢所」の本所が伊勢神宮であるのと同様に、宮中三殿「皇霊殿」の本所に相当すべきものが泉涌寺「霊明殿」であると結論される。

〈峻別された「霊明殿」尊牌と「海会堂」御黒戸〉本稿が可能な限り緻密に論述したいのは、月輪陵に附属する「御位

牌堂」としての泉涌寺「霊明殿」来歴と、いまは泉涌寺「海会堂」に奉安される「御黒戸仏体」来歴との峻別である。明治十七年再建を遡る明治六年（一八七三）恭明宮仏体の泉涌寺合併は、宮中「御黒戸」処分として独立して完結された政策である。これと先述した明治九年（一八七六）「尊牌合併令」とを関連付けて考えるのは正攻法ではない。先行研究はこのあたり著しく精密性を欠いているからである。

わずか二年間で恭明宮構想が瓦解すると、恭明宮「御霊殿（霊牌殿）」奉祀の「御黒戸」等が泉涌寺に移管されることになる。明治六年三月十七日「恭明宮仏体」は「残らず御引渡」となり（『泉涌寺日並記』）、「御引渡」された泉涌寺は京都府知事に宛てて「御請書」（a）を提出した。ところが数日後、宮内省から照会状（b）が到来、早速翌日に京都府知事宛（c）と宮内省宛（d）に回答を提出している（『泉涌寺日並記』FM66）。

（a）御請書

一、今般恭明宮被廢止候二付、同宮二御座候仏体、当寺へ合併之儀、御達二相成、難有奉致承候。依

之御請書、奉差上候、以上。

明治六年四月

涌寺住持

福海陽道

京都府知事 長谷川信篤殿

役者 安楽光院 中井定寛

(b) 兼テ相渡候、御黒戸仏体、置様・場所治定候ハ、其方、可申出候、此段相達候也。

四月二十二日

宮内省

泉涌寺役者

(c) 口上書

恭明宮・御黒戸へ被安置候仏体、去ル十七日当山へ御渡ニ相成、舍利堂内北之方へ御安置仕置候ニ付、此段御届申上候、以上。

明治六年四月廿三日

泉涌寺住持

福海陽道

同 役者

寿命院

奥仲影浄

京都府知事 長谷川信篤殿

(d) 奉御届申口上書

去ル十七日、恭明宮ヨリ御渡ニ相成候仏体、舍利堂内北之方へ御安置申上候間、此段御届申上候、以上。

泉涌寺住持

福海陽道

同 役者

寿命院

奥仲影浄

宮内省御中

宮内省が「御黒戸仏体」処置に関与した意図とは、その書面中に「置様」「場所」とあり、明確に「御黒戸」管理

体制についての報告を要請したものである。かかる恭明宮奉遷品「御黒戸仏体+水薬師尊牌+雜髮女官奉祀物」が、泉涌寺靈明殿に混合されることへの拒否感が見て取れる。平田派や津和野派が同床異夢で希求した神祇官再興の興奮のなか、明治二年（一八六九）十二月十五日に馬場先御門内に落成した「神祇官神殿」も、恭明宮が廃止された同年六月十七日には上野増上寺に移築されて使命を終えている（翌年元旦に焼亡）。想えば恭明宮の二年間は、そのまま東京における神祇官の解体過程と同一歩調であったと言える。

実は、江戸期泉涌寺における最大建物は「御法事堂（海会堂）」で、慶長十六年（一六一二）に「紫宸殿」（秀吉造営の天正度内裏）を移築して以来、皇室の年忌法要に特化した儀礼空間であった。これを明治政府は再建せず、おそらく恭明宮「御霊殿」建物そのものを移築して「御黒戸」の格納庫に宛てた。これを今「海会堂」と呼んでいるが、江戸時代の本堂建築の面影どころか、性格まで大きく変貌されている。かくて明治十七年（一八八四）再建の泉涌寺において、「御黒戸」は別途に海会堂に奉祀され、成立した近代靈明殿とは整然と区別されたのである。

要点整理

年表 1 神仏分離および維新时期宗教政策の比較表

皇室祭祀制度の改革と連動している維新时期「泉涌寺靈明殿」成立

	宮中三殿の成立までの祭祀改革と伊勢神宮	明治「靈明殿」成立までの宮中「御黒戸」と泉涌寺		
慶応4年 (1868) 明治元年 (1868)	神仏分離 騒動期	正月17日 神祇事務科(平田派)→樹下茂國	明治「靈明殿」成立までの宮中「御黒戸」と泉涌寺	神仏混在期(分離前夜)
		2月3日 官制「神祇事務局」(神祇官復活) (玉松操)→亀井茲監・福羽美静		
明治2年 (1869)	再興「神祇官神殿」期	3月14日 五箇条の御誓文(六人部是愛・福羽美静)	3月28日 神仏判然令(神仏分離令・所謂「廃仏毀釈」)	神仏混在期(分離前夜)
		3月17日 別当・社僧の還俗令		
明治3年 (1870)	再興「神祇官神殿」期	3月28日 仏号による神号廃止(神体改め)	11月24日 新嘗祭 神祇官代「吉田宗源殿」勅使差遣	神仏混在期(分離前夜)
		4月24日 菩薩号廃止 (4月10日・6月22日廃仏ではない旨の告示)		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	9月20日～12月22日 東京行幸(初回)	12月25日 (孝明天皇祭)神式の三年祭 明治天皇 孝明天皇陵を御参拝	神仏混在期(分離前夜)
		12月 東京城内「紅葉山東照宮・靈廟」撤去		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	3月7日～東京行幸(再度)	(神祇官代「吉田太元宮」八神殿の解消)	神仏混在期(分離前夜)
		3月12日 明治天皇、史上はじめて神宮を御参拝		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	6月28日 神祇官「仮神殿」御親祭	11月24日 新嘗祭 神祇官代「吉田宗源殿」勅使差遣	神仏混在期(分離前夜)
		7月8日 「神祇官」が正式に再興される		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	12月15日 神祇官「神殿」竣工	11月24日 新嘗祭 神祇官代「吉田宗源殿」勅使差遣	神仏混在期(分離前夜)
		12月17日 同「鎮魂祭」齋行(白川伯家流)		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	正月14日 神祇官「神殿」御親祭	11月24日 新嘗祭 神祇官代「吉田宗源殿」勅使差遣	神仏混在期(分離前夜)
		閏10月17日 天社神道門人免許の停止		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	11月23日 鎮魂祭(山里賢所)	11月24日 新嘗祭 神祇官神殿	神仏混在期(分離前夜)
		11月24日 新嘗祭(神祇官神殿)		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	12月12日 白川資訓、神祇大副解任(伯家の終焉)	11月24日 新嘗祭 神祇官代「吉田宗源殿」勅使差遣	神仏混在期(分離前夜)
		1月5日 社寺領土地の「太政官布告」		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	5月14日 神宮祀職の世襲制を廃止 ←→	5月30日 境内地を除き土地(陵墓は官有地に) 京都御所「御黒戸」を水楽師寺に搬出	神仏混在期(分離前夜)
		7月12日 神宮御改革		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	7月14日 廃藩置県	5月30日 境内地を除き土地(陵墓は官有地に) 京都御所「御黒戸」を水楽師寺に搬出	神仏混在期(分離前夜)
		8月8日 神祇官を神祇省に降格		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	9月17日 賢所「神嘗祭」親祭 ←→	9月2日 後七日御修法など勅会を廃止	神仏混在期(分離前夜)
		同 30日 皇霊を宮中賢所へ遷座(同床共殿)		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	11月12日 岩倉欧米使節団(留守政府)	9月2日 後七日御修法など勅会を廃止	神仏混在期(分離前夜)
		11月17日 明治大嘗祭(吹上御苑広芝)		
明治4年 (1871)	再興「神祇官神殿」期	11月 毎朝御代拝制度の成立	11月10日 恭明宮「御黒戸」奉安所の成立	神仏混在期(分離前夜)
		12月22日 左院建議「神宮東京御動座案」		
明治5年 (1872)	神祇官解体期	3月14日 神祇省を廃止(教部省・式部寮)	11月10日 恭明宮「御黒戸」奉安所の成立	神仏混在期(分離前夜)
		3月27日 女人結界廃止・登山参詣の自由		
明治5年 (1872)	神祇官解体期	4月25日 肉食妻帯蓄髪の自由	10月5日 律宗を廃止(真言宗へ合同)	恭明宮時代
		5月24日 福羽美静の失脚(教部省致仕)		
明治5年 (1872)	神祇官解体期	6月12日 神宮神社の僧尼参詣の自由	10月5日 律宗を廃止(真言宗へ合同)	恭明宮時代
		9月15日 修験宗(修験道)の廃止		
明治5年 (1872)	神祇官解体期	11月22日 新嘗祭(山里仮殿)	10月5日 律宗を廃止(真言宗へ合同)	恭明宮時代
		11月9日 僧侶托鉢の禁止		
明治5年 (1872)	神祇官解体期	11月23日 神宮に新嘗祭を新設	10月5日 律宗を廃止(真言宗へ合同)	恭明宮時代
		3月14日 恭明宮の廃止		
明治6年 (1873)	赤坂仮皇居内 仮賢	(府県社以下神社祠宮祠掌の給与を停止)	3月17日 旧恭明宮「御黒戸」を泉涌寺へ奉遷	旧靈明殿
		5月5日 午前1:20出火、西之丸皇居全焼 ←→		
明治6年 (1873)	赤坂仮皇居内 仮賢	6月17日 旧神祇官神殿を増上寺へ移築 ←→	3月17日 旧恭明宮「御黒戸」を泉涌寺へ奉遷	旧靈明殿
		10月23日 明治六年政変(西郷ら下野)		
明治7年 (1874)	赤坂仮皇居内 仮賢	1月1日 増上寺焼亡(旧神祇官神殿の焼失)		旧靈明殿
明治8年 (1875)	赤坂仮皇居内 仮賢	4月14日 立憲政体の詔書(大阪会議の結果)		旧靈明殿
明治9年 (1876)	赤坂仮皇居内 仮賢	9月6日 憲法起草を命じる勅語	6月1日 諸寺「尊像尊牌」を泉涌寺に回収	旧靈明殿

明治10年 (1877)	所 期	1月19日 内務省「社寺局」設置		
9月24日 西南戦争で西郷隆盛が自尽				
明治11年 (1878)		7月18日 春秋二季皇霊祭を仰出(式部寮達)	(盂蘭盆会は泉涌寺靈明殿にて修法)	
明治12年 (1879)		11月11日 府県社以下神職から官吏身分を剝奪(すでに6年から無給、これより寺院住職と同等扱い)		
明治13年 (1880)			7月16日 明治天皇「靈明殿」を御参拝(維新後初)	
明治15年 (1882)		1月24日 官国幣社神官の葬祭不関との通達 (神葬祭の衰退と仏式葬の復活)	10月14日 泉涌寺「靈明殿」焼失	焼失
明治16年 (1883)		8月4日 後七日御修法の再興	6月26日 月輪大師号の宣下	
明治17年 (1884)		1月24日 勅使参向装束、大礼服から衣冠に復旧	10月15日 明治再建「靈明殿」竣工(宮内省造営) 再建「海会堂」(旧御黒戸仏体)	
明治20年 (1887)			1月30日 明治天皇「靈明殿」親拝(孝明天皇20年祭)	
明治21年 (1888)		10月10日 宮中三殿の竣工		明治成立靈明殿
明治22年 (1889)	宮 中 三 殿 期	1月9日 赤坂仮皇居から新三殿へ御遷座		
2月11日 明治憲法公布(11/29 施行)				
明治30年 (1897)		1月11日 英照皇太后 崩御(64)	2月3日 梓宮、大宮御所に奉安 4日 鼎龍曉長老、大宮御所祇候 7日 後月輪東北陵に御埋葬(引導作法修法) 4月19日 行幸啓、「靈明殿」御尊牌前に永代御供養料	

本稿の目的とは、月輪陵の附属「御位牌堂」に発端した泉涌寺「靈明殿」の宗廟化とは別に、泉涌寺「海会堂」に奉祀されている旧「御黒戸仏体」の来歴を分別的に解明することであった。先ず前提的な考察としては以下の三点である(月輪陵墓に対応する江戸期靈明殿の実態と、その近代靈明殿に継承された尊牌の意義については、詳細な別稿を準備中)。

①泉涌寺が皇室葬送儀礼に関与するのは、通説の仁治三年(二二四二)崩御の四条天皇ではなく、応安七年(一三七四)の後光厳上皇の火葬儀からである。以降、泉涌寺における火葬・拾骨、「深草法華堂」納骨が、北朝皇室の伝統を形成する。

②般舟三昧院との争論を背景として四条陵石塔が移築再建され、この北朝皇室の茶毘所「十六観堂院」旧跡に月輪陵墓を形成、東山天皇陵を画期とする江戸中期一〇〇年間にわたる「皇室の嫡流陵墓域」を成立させる。

③この月輪陵墓に対応する「御位牌堂」として、寛文六年(二六六六)に泉涌寺「靈明殿」が創建される。元来は後水尾院統「家廟」的な御位牌堂であったが、「嫡流陵墓域」成立にともない(朱子「祠堂」で解釈された)「皇室の宗廟観」を進展させる。

〈以下、本論〉

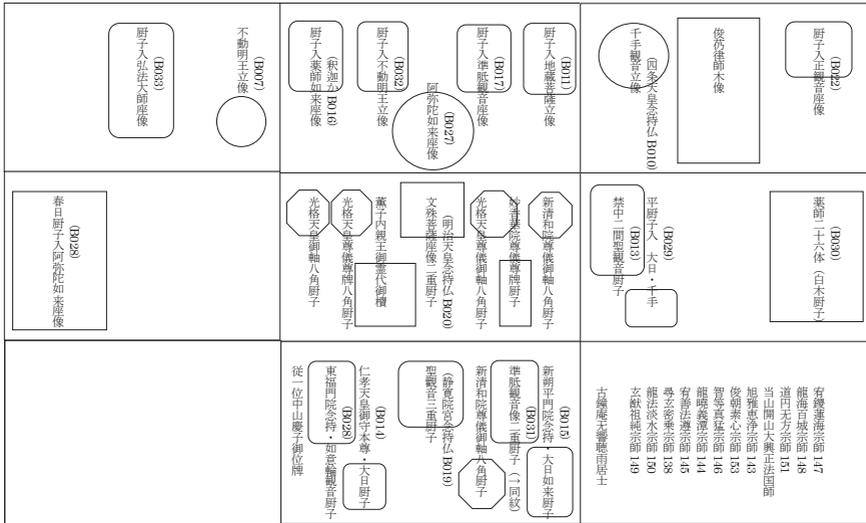


図5 明治17年以降の泉涌寺海会堂の「御黒戸」奉安状況の略図
(海会堂内陣の仏壇三段・詳細品は省略して大概を図解してある。参考まで)

④京都御所「御黒戸」とは、応永内裏において清涼殿「二間」(護持僧の候所)が独立したもので、宮中「仏間」として機能していた。

⑤京都御所「御黒戸」の本尊は地藏菩薩・釈迦如来で、これら仏像の集積は「累代の渡御物(歴代の承継品)」であって、個々の天皇と必ずしも「念持仏」の性格を有しない。

⑥後宮の「御黒戸」の方は、明治宮殿の「御霊代の間」に継承されるような、天折皇子女の御位牌所であったと思われ、江戸後期からは「水薬師寺」と補完関係を持つようになる。

⑦従来「京都御所の神仏分離」という視点で見られていない御黒戸処分問題は、維新时期施策における広汎な宗教制度改革の一端として解明する必要がある。

⑧明治四年(一八七二)の「御黒戸」奉出と恭明宮創設は、維新时期に特有の壮大な実験場であったが、恭明宮「御霊殿」は光格天皇以降を祀る限定的な皇霊祭祀に過ぎなかった。

⑨京都御所「御黒戸」から水薬師寺を経由して恭明宮「御霊殿」に回収された文物は、以下の四種類の総合であったが、従来これらは明確に区別されてこなかった。

- 京都御所「御黒戸」からの所謂「御黒戸仏体」
- 水薬師寺から奉遷された天折皇子女「尊牌」(奥向)

き御黒戸の旧藏品)

・ 薙髮女官が奉祀してきた天皇や皇后の「神霊(尊牌厨子や念持仏)」

・ 宝鏡院や照臨院から奉遷された「光格天皇勅作」阿弥陀如来像

⑩ 明治六年(一八七三)恭明宮の泉涌寺合併とは、御黒戸処分として完結された政策で、実際に御黒戸は(宮内省の強い関心の下で)霊明殿とは別置された。

⑪ 一方、明治九年(一八七六)「尊牌合併令」とは明治十一年(一八七八)「春秋二季皇霊祭」への階梯で、やがて「宮中三殿」へ集約される皇霊祭祀の成立過程として、まず霊明殿の「皇室の宗廟」化を企図していた。

⑫ 明治十五年(一八八二)焼失を好機として、明治十六年(一八八三)の勅命により、明治十七年(一八八四)に宮内省造営で近代霊明殿が成立する。この時期に同時に成立する近代霊明殿と宮中三殿とは共に皇霊祭祀の成立要件である。

⑬ これ故に、私的性格の仏教承継品「御黒戸」は海会堂に格納され、かかる宗廟的な近代「霊明殿」とは厳格に区分された。

註

(1) 現在も宮内庁の陵墓祭祀と関係して、歳旦「お初詣り」

(2) に始まり、御合祭(二月・七月)、御水向(七月)、および前四代の国忌法要(天皇「御例祭」皇后「御祥忌」)、歳末「お歳暮詣り」に至る年間行事が、霊明殿における仏教式法要として、慣例的な宮内庁職員への参向をうけて継続されている。また登極儀礼と関連しては、即位・大嘗祭を終えたことを奉告する「親謁の儀」において、孝明天皇陵親拝に引き続いての霊明殿親拝が近代皇室の慣例である(令和元年六月十二日「讓位奉告」、十一月二十七日「即位奉告」)。

(3) 九条道家(沙弥行惠)家領處分状案「大日本古文書」(家わけ第二十・東福寺文書之一・草鞞開基関係・九)

(4) 波多野忠雅「藻壁門院・藤原罇子の喪儀と陵所——後堀河天皇中宮・四条天皇御母——」(関西大学考古学研究室開設五十周年記念「考古学論叢」下巻・平成十五年十二月)は、正安元年「法性寺御領山指図」(京都大学所蔵)に藻壁門院法華堂の旧跡をもとめ、推定葬地を泉涌寺西南隣地に比定している。

(5) 後堀河院法華堂「大願院」と、四条院法華堂「真真院」とが、十五世紀半ばに至っても泉涌寺子院(塔頭寺院)として機能していたことは、「視覃雜記」の享徳四年(一四五五)記事に覗える。大谷由香「中世後期泉涌寺の研究」(法蔵館・平成二十九年二月)二〇二頁参照。

(6) 建保六年(一一二八)八月十三日、閑院内裏の清涼殿(中殿)で催された和歌・管弦の御会を絵巻にしたもので、藤原信実が作絵、世尊寺行能が詞書を担当した。九条家伝来の室町期模写本一巻が重要文化財(小松茂美編集解説「続日本の絵巻(十二)」中央公論社・平成三年二月)。

(6)

令制下の天皇祭祀として、諸国貢物(税収)の調(絹・綿)の初物を、伊勢神宮と諸陵墓に奉幣する「荷前」がある(神道形式)。一方、養老儀制令「延喜式」における天皇忌日の法会が「国忌」である(仏教形式)。両者には祭祀的な共通性が認められるが、荷前は正平五年(一一五〇)、国忌の加除は寛元二年(一二四四)を最後に中世期には廃絶、御願寺などで私的に催される聖忌法要なども「国忌」と準称されるようになる。文久修陵「明治維新の改制をへて、荷前は「山陵奉幣」として復古され、たとえば即位・大嘗祭などを奉告するために「先帝以前の三代」(前帝四代)に山陵使が差遣される(「皇室祭祀令」)。天保十二年に月輪陵に奉獻された「幣物 D26121」実物、および幣帛図(「光格天皇御凶事式」G4443)が泉涌寺に伝存する。

(7)

鎮守府將軍・藤原基頼の邸宅(六町余の規模)を康和三年(一一〇二)に寺院化して持明院と称して家名とし、子息の大藏卿通基が九品阿弥陀堂「安樂光院」を大治五年(一一三〇)に建立供養したのに始原する(「安樂光院行事」『尊卑分脈』)。持明院基家の娘・北白川院陳子を妃とした後高倉院守貞親王の院御所、ついで持明院統の後院となった。正平八年・文和二年(一一五三)二月四日深夜、隨身所に放火されて持明院殿は焼亡、仙洞御所としては廃絶する(「続史愚抄」)。延文三年(一一五八)、一時荒廃した「安樂光院」は、事実上の北朝「治天の君」広義門院西園寺寧子の「院宣」によって誠蓮房上人(藤原俊経)が入寺して北京律で中興(「安樂光院行事」)、律寺としての安樂光院は泉涌寺における奉養儀礼を共同運営してい

(8)

た(後光厳院御葬礼記)。文明七年(一二七五)二月二十日に類焼で本尊の九品阿弥陀像を焼失、最終的には長享元年(一二八七)に焼亡。寛永十一年(一六三四)に泉涌寺頭塔として再興されて、近世天皇葬送に関与するが、明治維新で廃絶(来迎院に併合)。

安樂行院「法華堂」のある伏見殿を、後土御門天皇が文明十一年(一二七九)に勅願寺に改め、伏見離宮の旧名「舟戸御所」(山城志)に因んで「般舟三昧院」と命名。後土御門天皇奉葬についての明応九年(一一五〇)『和長卿記』(「明応凶事記」所収)割註が「安樂行院」の初見。長享二年(一二八八)崩御の嘉樂門院(大炊御門信子)後土御門天皇の生母)の奉葬が伏見「般舟三昧院」での皇室奉葬の始行(「親長卿記」)。これ以降、延徳四年(一一四九二)の庭田朝子(後柏原生母)擬女院号に蒼玉門院とも)奉葬と中陰仏事、明応九年(一一五〇)の後土御門天皇奉葬に伏見「般舟三昧院」が特化されていく。文祿四年(一五九五)、豊臣秀吉が伏見指月城を建設するために「般舟三昧院」を陵墓ごと上京西陣に移転、伏見には安樂行院「深草法華堂」(十二帝陵)だけが残され、般舟院末寺として存続したが(「山州名跡誌」、明治二十七年(一八九四)の宮内省「深草北陵」整備過程で廃寺)。

(9)

和田軍一「皇陵」(国史研究会編『岩波講座 日本歴史』一〇・岩波書店・昭和九年)十七頁。的場匠平「月輪陵域内所在陵墓石塔に見る近世天皇・皇族の墓制」(『書陵部紀要』第六十九号(陵墓篇)・平成三〇年三月)の指摘に依拠するところが大きい。

(10)

吾妻重二「家礼文献集成(日本篇二)」解説(関西大学東

西学術研究所資料集刊二十七―一・平成二二年三月)。田世民『近世日本における儒礼受容の研究』(ペリカン社・平成二四年三月)。本書と近藤啓吾『儒葬と神葬』(国書刊行会・平成二年)では問題理解の方向性が違う。前者が仏葬全盛期の近世日本社会における儒礼実践の足跡を追うのに対して、後者の視線は神道の葬祭儀礼「神葬祭」の手引書としての家礼受容に傾く。

(11) 際限なく増加する陵墓寝廟を統廃合しようとした前漢末期の礼学論争にはじまる制度で、『礼記』玉制篇にもとづく太祖と三昭三穆からなる七廟制を主張したのは前漢末の哀帝のとき劉歆が最初。実際に太廟に七神主を並べ、毀廟の主を祧廟に遷すような形式を整うのは魏晉以降である。(金子修一『古代中国と皇帝祭祀』汲古選書二六・汲古書院・平成十三年一月)

(12) 皇室の神仏分離については、阪本健一「皇室の神仏分離」『明治維新神道百年史』第四巻、神道文化会・昭和四十一年)・羽賀祥二「明治神祇官制の成立と国家祭祀の再編(下)」(『人文学報』五十一・昭和五十七年)らの基礎的な研究があるが、維新期の皇霊祭祀を基軸にした宮中祭祀の形成を論じた武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』(大明堂・平成八年)や、明治四年の神仏分離から明治十一年(一八七八)の春秋二季皇霊祭成立までを包括的に論じた阪本は丸の研究『近世・近代神道論考』(弘文堂・平成十九年)などは、皇室の「神仏分離」は皇霊祭をもって到達されたとの見方(高木博志「皇室の神仏分離・再考」明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う(新たな歴史像を求めて)』有志舎・平成二十三年七月)。維

新时期改革を考究する時に大切なのは、自稿の目標地点で擱筆してしまわない事である。過激な制度改革には必ず「揺り戻し」があつて、より穏便な妥協地点に到着するものだからである。

(13) 宮中「御黒戸」の搬出は、この明治四年(一八七二)が初めてではない。山口和夫『近世日本政治史と朝廷』(吉川弘文館・平成二十九年十一月)も指摘されているように、文政元年(一八一八)仁孝天皇の大嘗祭に際しては、十月二十四日から十二月九日まで「御黒戸」(御黒戸の内訳は何も書かれていない)は長持三椗に収納されて御所から搬出され、御寺御所(おてらのごしょ)・尼門跡第一の大聖寺)に預けられている(『禁裏執次詰所日記』仁孝天皇実録所引)。明治四年の搬出先も水薬師寺という尼寺であり、この時は小長持四椗および外箱二箇の分量があつた(中御門家文書 12F0059)。

(14) 当初、新政府の主要メンバーであつた中御門経之は、慶応四年(一八六八)正月十七日に議定として会計事務總督に就任、彼の下で由利財政が発足する。八月二十二日には会計官知事に任命され、明治天皇の東京行幸や神宮参拝の費用を工面したのも彼である。大久保・大隈ら明治政府の新官僚が登場する新旧交替の時勢のなか、経之は会計官知事を辞任、明治二年(一八六九)五月十五日に内定した内廷職知事も固辞、七月二十四日に留守長官を拝命して京都に戻る。留守長官の在任期間は約一年半、明治三年(一八七〇)十二月に留守官が宮内省に統合されると中御門経之は罷免、東京奠都に反対する在京公家社会の代弁者と見做されたからである。実際、明治四年(一

八七一)三月には二卿事件も勃発、八月二十三日には留守官そのものが廃止されてしまう。それでも経之は、明治五年(一八七二)八月の東京異動まで京都府貫属に留まって恭明宮一件に関係した。恭明宮に収容された隠居女官の筆頭(候名)菖蒲小路(別文書では按察使殿)は、彼の娘である中御門良子(ながこ…一八四二—一九〇二)であった(『昭憲皇太后実録(下巻)』に死没記事あり)。東京遷都推進派の三条実美、副都的な妥協派の岩倉具視との間で、さまざまな駆引きがあった。中御門家文書については、早稲田大学社会科学研究所「中御門家文書上巻」(昭和三十九年七月)・「同(下巻)」(昭和四〇年七月)・「同目録」(昭和四十一年七月)、および早稲田大学「古典籍総合データベース」を用いた。

(15)

武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』二〇五頁は「泉涌寺文書」明治元年十二月二十五日条を東京大学史料編纂所『大日本維新史料稿本』から引用しておられる。従って史料稿本の割註の過誤であろうが「富小路(○敬直)」のまま引かれた。ここは女房衆・薙髮衆の泉涌寺法要への参列を言う記事であるから、富小路敬直(一八四二—一八九二)ではなく、孝明天皇の元典侍であった滋野井在子(一八四七—一九〇〇)候名「富小路」が正しい。

御局クラスの住居は画一的に建坪で四十五坪程度、「富小路・青柳」同居住居は建坪で八十四坪強あった。最大規模の「観実院・長春院」同居住居は、それ以上の邸宅であった。「富小路・青柳」邸それと、おそらく「菖蒲小路」邸、および「番所」については、恭明宮廃止後に建物京都盲啞院に移築されて再利用されている(木下

知威・大原一興「京都盲啞院における空間構成と教育プログラムに関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第七十五巻第六四七号・平成二十二年一月)。一般的な規格住居として、「水薬師寺尼詰所」分が原位置のまま豊国神社再興において仮社務所に再利用され、いまま社務所「書院」として現存している。

(17)

孝明天皇の崩御後、八人の典侍の内、大典侍中山續子・帥典侍広橋静子・新典侍清水谷豊子の三人は禁裏に残留して明治天皇に仕える。宰相典侍庭田嗣子は親子内親王(和宮)附として江戸城に残留。中将典侍滋野井在子(富小路)と新典侍綾小路長子(梅園)は御所を退去している(後に恭明宮に収容)。不明者は、按察使典侍甘露寺尚子と督典侍中御門良子の二人だけである。これについて甘露寺尚子(ひさこ)は慶応三年(一八六七)に死没しており、督典侍から按察使典侍に昇格した中御門良子(ながこ)が在世である。つまり明治二年時点での「按察使殿」とは中御門良子に他ならず、やがて光格朝「督典侍」姉小路聡子の先例にならない「菖蒲小路」を称していたと考証しておく。ちなみに良子は、恭明宮御用掛である中御門経之の長女。

(18)

おおむね大典侍が隠居・辞職すると「(新)藤大納言」の称号が与えられるが、大典侍をへないで隠居した場合には「藤中納言」あるいは「榊小路」の称号が与えられる。文政十二年(一八二九)に隠居した「宮内卿典侍」樋口藤子に「榊小路」の授与されたことを先例として、「宮内卿典侍」清水谷豊子を「匣小路」と推測しておく。今参・新典侍の清水谷豊子は、孝明天皇崩御後も禁裏に

残留して明治天皇に仕え「宮内卿」を称していたが、明治二年（一八六九）までに隠居している。

(19) 近世女官制度および女官動静については、高橋博『近世の朝廷と女官制度』（吉川弘文館・平成二十一年七月）を参照。

(20) 大塚武松編『岩倉具視関係文書』第八「恭明宮関係史料」（日本史籍協会・昭和二年）二八二～二八三頁。

(21) 武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』（大明堂・平成八年十二月）は、皇霊祭祀について、明治二年（一八六九）の神祇官神殿への「皇霊」鎮祭、および明治四年（一八七一）における宮中賢所への同殿遷座という展開を論じて「皇祖・皇霊を、神宮・山陵とのかかわりにおいて祀る、近代の天皇親祭体制の形成」と帰結している。そうした原則に逸脱する明治四年の恭明宮成立は、論旨に合わないから無視するというのでは学問研究の道理に反する。近代史の恣意的な切り取りと批判されても仕方ないであろう。

(22) 備前国今村宮の祓宜であった黒住宗忠の門人に赤木忠春（宗一郎）がおり、九条家を介して孝明天皇の帰依を得ていた。吉田家の裁許によって神楽岡に宗忠神社が鎮座されたのが文久二年（一八六二）二月、慶応二年（一八六六）二月七日には神階従四位下を叙されている（『孝明天皇紀』同日条）。同年、孝明天皇には、この宗忠神社を鴨川辺に遷座して、併せて伊勢神宮を勧請する勅願があった。「神楽岡西河原宗忠社地工勅願に依て大神宮勧請仰出され候事」（『二条家日記』六月二十七日条）。宸筆御神号下賜まで準備されたが廷臣の反対で実現に到らな

かった（『光愛卿記』『朝彦親王御記』『忠能御記』）。詳細は真弓常忠『孝明天皇と宗忠神社』（平成四年一〇月）。その六年後、鴨川東岸に孝明天皇ご自身を祀る神殿が出現したのである。

(23) 宝鏡寺の光格天皇勅作「阿弥陀如来像」が恭明宮に接収された証拠史料は、中御門家文書（12F0077）の「宝鏡寺より書付」と包紙に題書された由来記である。記述は弘化三年（一八四六）二月五日に始まって、弘化四年（一八四七）正月八日に常御殿が移築されて阿弥陀堂（勅作堂）を修造、十二月十五日の勅作堂への遷座供養で終わっている。この文書だけでは恭明宮「御霊殿」本尊として宝鏡寺像が奉遷されたことと断言は出来ないが、泉涌寺宝物古記録『御黒戸仏体目録』（F154）に「阿弥陀如来」を注して「宝鏡寺より（江と読むべきか）復遷」と記載があるから、宝鏡寺像の去来が確認できる（附属の仏具も返却されている）。

(24) 照臨院の光格天皇勅作「阿弥陀如来像」の方は、はじめ有栖川実枝宮（妙勝定院宮・閑院宮美仁親王の第五王女、有栖川宮留仁親王の妃・宣子女王一八〇一～一八六六）が拝願、有栖川宮家の御位牌所「照臨院」に安置されていたものを「明治五年同院より恭明宮へ差出、其後泉涌寺へ相納り居候趣」とある。これが明治二十三年（一八九〇）十二月二十四日、昭憲皇太后（当時は皇后宮）の沙汰があって泉涌寺海会堂から宮中に召し上げられる。同三十一日付の皇后宮大夫名の受領書翰も残っている（泉涌寺文書 F1873）。

(25) 恭明宮廃止の直前になるが明治六年（一八七三）三月七日、

水薬師寺から泉涌寺あてに問い合わせが到来している。同年正月から太陽暦が採用されて忌日「御歴代並宮門院方御日柄」が新暦に換算されることになった。そこで水薬師寺から情報共有が求められたわけで、対象は「新皇嘉門院・新朔平門院・普明照院宮・成不動院宮・瑠璃光院宮・盛化門院」の六方であった（『泉涌寺日記』[Ms6]）。実質上、水薬師寺尼僧の管理下にあった恭明宮「御霊殿」の奉祀尊牌を考える上で、本稿が想定する範囲とよく整合する。

(26)

文化十四年（一一八一）に光格天皇が讓位されると、油小路誠子が大典侍に昇格して禁裏に残留、元の大典侍園正子はじめ大夫典侍勸修寺嫡子・督典侍姉小路聡子・新典侍柳原家子ら四人の典侍が仙洞御所に随従した。光格上皇が崩御されると、菖蒲小路姉小路聡子（蓮観院）と常盤井柳原家子（寂静院）の二人が薙髪、文久二年（一一八六）以前に柳原家子は死没したらしい。明治三年（一一七〇）時点で光格天皇に仕えていた薙髪女官は、姉小路聡子「蓮観院」と、仙洞の中廊であった藤式部外山清子「信敬院」の二人のみであった。光格天皇「神霊」が三柱あるのは、すでに死没した新典侍・小上廊の柳原家子「寂静院」の奉祀分を同僚「蓮観院」が預かっていたものと推測される。

(27)

仁孝天皇には六人の典侍が仕えていたが、按察使典侍甘露寺妍子（きよこ）・天折皇女の生母「禎祥院」・宰相典侍正親町雅子（なをこ）・孝明天皇の生母「新朔平門院」・新典侍橋本経子（つねこ）・静寛院の生母「観行院」が薙髪している。四人の掌侍の内、兵衛掌侍中園亀子（ふみ

こ）「稚寛院」・馬掌侍今城嬉子（はるこ）・天折皇子の生母「孝順院」。あと命婦林信子（のぶこ）「信楽院」・女藏人泉亭武子（たけこ）「妙染院」が薙髪している。明治二年の時点では「妙染院」も在世していたが、恭明宮に収容されたのは「孝順院」だけであった。

(28)

一方、孝明天皇女房のうち「常行院」「蓮徳院」の二人について、今城重子・堀河紀子は「四奸両嬪」として譴責されて文久二年（一一八六）七月に宮中を追われ、八月に隠居謹慎に処せられ、翌年に薙髪したから院号がある。慶応四年（一一八八）七月に許されて旧位に復したとはいえ、すでに先帝崩御以前に隠居していたので「神霊」の付与がない。

(29)

広橋静子（さだこ）一一八二～一一八七三は孝明天皇の帥典侍、禁裏に残留して明治天皇にも仕えて「大典侍」。高野房子（保子）一一八五六～一一八九三は孝明天皇の「勾当内侍」、宮中退出するも明治四年（一一七二）八月一日に典侍に復帰、権勢を誇って明治五年（一一七三）四月二十四日に罷免されて隠居した。宮中追放は絶縁ではない。『昭憲皇太后実録（上）』明治十五年（一一八二）八月二十七日は月条、折からのコレラ疫病の鎮静化を願って昭憲皇太后（この時は皇后宮）には「内々旧女官高野房子をして京都八坂神社に御願を籠めしめたまふ」。近頃のコロナ禍を鑑みるに聖徳が偲ばれる。

(30)

恭明宮仏体の内、おそらく水薬師寺の根幹に関わる「三帝厨子」や「開明門院尊牌」を含む一部の仏具類などは持ち帰ることが許されたものと思われる。実際、同寺に現存する密教修法用の「大壇・厨子入舍利宝塔・礼盤・

脇机・警架・天蓋」と「菊灯台四基」は、旧黒黒戸で使
用された仏具を継承したものと考えられている（特別展
覧会御即位二十年記念図録『京都御所ゆかりの至宝（甦
る宮廷文化の美）』京都国立博物館・平成二十一年一月）。
天木詠子「泉涌寺御座所・小方丈の前身建物について（安
政度・寛政度の御所遺構と障壁画の研究）」（『日本建築
学会計画系論文集』第四九二号・平成一〇年二月）、同
氏「泉涌寺小方丈・応接間に関する建築と障壁画の復原
的検討」（『日本建築学会計画系論文集』第五〇〇号・平
成十年十月）によれば、現泉涌寺本坊の前身建物は寛政
度「御里御殿」および安政度内裏「東対屋」である。こ
の御里御殿は、鷹司繫子の入内にとまない文化十四年（一
八一七）十一月から翌十五年二月までに造営された新皇
嘉門院「御産御殿」で、文政八年（一八二五）八月二十二
日の鷹司禊子入内に際しても修復されている。寛政度復
古内裏造営に携わった禁裏大工棟梁の木子清久・清房父
子のうち、清久は温仁親王石塔、清房は安仁親王石塔の
造営に携わっているが、清房の指図に「文化十五年御里
御殿絵図（女御御里御殿屋根伏屋）」が見える（木子文庫）。
東京奠都の後「皇后宮里御所」は京都府に貸与されて明
治十三年に京都府画学校（京都市立芸術大学の前身）校舎
とされて存続していたが、明治十七年泉涌寺再建におい
て「行幸御殿（御在所）」として移築される。御里御殿の
正書院六間が「御在所」、他二棟も「小方丈」「役僧部屋
（現存せず）」、御殿台所も「本坊庫裡」に移築再利用さ
れている。ただし「応接間・式台玄闕」は、廊下床材の
墨書などから安政二年（一八五五）造営の安政度内裏「東

対屋」の移築部材であることが指摘されている。一方、
「応接間・式台玄闕・侍間・女中間」および「小方丈」
の障壁画は安政度内裏の東対屋・西対屋から移設されて
いることが、書陵部所蔵「御下絵（小下絵）」との比較研
究で提起されている。このように明治十七年再建の現泉
涌寺本坊は複数の移築建物で構成されているわけで、本
稿では「恭明宮」からの移築建物も加わると私考してい
る。特に式台玄闕から御車寄に到る建築空間と建物外面
は、よく整って破綻がない。中御門家文書から知ら
れる「恭明宮遙拝所」（Zf0066）建物部材が再利用され
ている蓋然性を指摘しておきたい。

延宝四年（一六七六）二月二十九日、今度黒戸之地蔵薩埵
之像新造也。近日可令開眼旨仰也。三月二十三日、從禁
中黒戸御本尊地藏（木仏金色入厨子）可開眼供養之由仰、
從長橋一通来。二十四日、件ノ御本尊開眼。二十五日、
御本尊献上。四月二十六日、從勾当内侍為仰状来。先日
黒戸之御本尊（地藏）開眼之事被仰出ニ依テ、則令五眼具
足進上之處ニ今日為御壇料黄金（二五）拜領（『堯恕法親王
記』靈元天皇実録所引）。

西谷功「近世天皇家の念持仏」（『大法輪』七十九—一
二・平成二十四年十二月）

二間観音とは、弘仁十四年（八三三）七月の弘法大師奏請
で仁寿殿に安置された観音像で、玄宗皇帝念侍仏「正観
音」との伝承がある。または般若寺観賢が始めるとも言
われるが、一〇世紀後半には毎月「十八日仁寿殿観音供」
が東寺長者によって勤修されている（『延喜天曆御記抄』
『西宮記』）。里内裏の場合には宮中真言院で供養、神事

のときは中止するのが慣例(『年中行事秘抄』)、中断期をへて堀河天皇の永長元年・寛治六年(一〇九二)東寺長者經範の奏請により、嘉保三年(一〇九六)正月より「観音供」再興、この時から仁寿殿と称さず「清凉殿二間観音」と言われるようになる。根本像「正観音・天曆像」十一面ほか・応和像「白銀と白檀の観音像二体(梵釈二天)・長保像・長曆像」小野僧正仁海注進、定朝再刻の白檀正観音像(梵釈二天)・延久像「長曆度仁海勘文により再造」をへた七代目の貞永像(於閑院内裏、造立供養「民経記」)が現存像と考えられる。永仁六年(一二九八)伏見天皇讓位のおりに東寺寺務坊へ暫時移預(『西院八結』押紙)、徳治三年(一一三〇八)東寺長者聖忠によって醍醐坊に渡されている(『統史愚抄』)。明徳四年(一一三九三)十二月に南朝から「二間観音」が返還されると、後小松天皇の勅をうけた足利義満が東寺に預け置く(現状)。おそらく応永内裏以降、禁裏用に模刻された「二間観音(漆箔玉眼)」厨子が御黒戸に奉安され、これが泉涌寺海会堂に伝存する(著者別稿)。

(35) 二条道忠(満基)『福照院関白日記』応永九年(一四〇二)十一月十九日条所収の指図を「応永内裏図」と呼称する。並行史料として『康富記』嘉吉三年(一四四三)九月二十三日内裏焼亡記事をもって補足することで、中世禁裏の実態を立体的に復元することが出来る(藤原通夫『京都御所』中央公論美術出版・昭和六十二年十月)。最後の正式内裏「富小路内裏」(一一三七―一三三六)の清凉殿の北廂では、すでに常御所の肥大化が既成事実であった。一殿兼用の「土御門東洞院殿」から「小御所」が増築さ

れ、「応永度内裏」(一四〇二―一四四三)でようやく「清凉殿」が復活するが、すでに「二間」が分離独立して(平安古典風に)「御黒戸(御所)」と呼称された。康正度内裏(一四五六―一五九〇)に「劍璽の間」が派生、秀吉造営の天正度内裏(一五八九)において「常御所」が、家康造営の慶長度内裏(一六一三)では「御学問所」以下が独立して、近世禁裏建築群が成立する(石野浩司「京都御所から明治宮殿へ(継承された「劍璽の間」の来歴)」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十六号・平成二十一年十一月・「石灰壇毎朝御拜の史的研究」所収)。

(36) 現在「御黒戸仏体」を奉安している泉涌寺「海会堂」について、これを京都御所「御黒戸」の移築建物であると断定的に語られることがある。山口和夫「近世日本政治史と朝廷」(吉川弘文館・平成二十九年十一月)「御黒戸の建物自体も解体され同寺内へと移築され、海会堂となった」(二五九頁)が出典である。ちなみに Wikipedia「御黒戸」は全部が同氏の要約で、同氏著書が唯一の参考文献である。本稿で先述したごとく現「海会堂」は恭明宮「御霊殿」の移築建築である蓋然性が高いものの、安政度内裏「御黒戸」建物とは建築的に乖離する。中御門家文書も「御黒戸」の恭明宮転用さえ否定している。

(37) 平井聖編『中井家文書の研究』八・内匠寮本図面篇八(中央公論美術出版・昭和五十八年二月)。所収の六九〇「安政度内裏指図・書絵図」(全体図一頁)は計画図で、寛政度と同じ内裏指図を作り、主要な変更箇所を貼紙で示したものである。同じく計画図の部分図十六頁は「安政度内裏小指図十二枚」のうち五枚目「御涼所・花御殿・御

湯殿・御黒戸御建物建具附絵図」で、『御造宮御用掛日記』安政元年十二月二日条に見える「小指図十三枚（四を欠く）」に相当する。これに御黒戸の増築方針が細かく貼紙されている。七〇五「安政度内裏指図・書絵図」（全体図七〇頁）は実施図で、聴雪が未建設であるから安政四年以前の作図である。分割図十五（二一四頁）を見るに御黒戸の増築は完了されており、中御門家文書「御黒戸指図」（12F0059）の描くところと差違がない。

(38) 明治九年（一八七六）七月三十一日、薫子内親王の靈代、梅御殿より仮皇居内靈殿へ遷座に付、権典侍柳原愛子をして靈殿に代拝せしめたまふ（『昭憲皇太后実録』上）。

(39) 石野浩司「京都御所から明治宮殿へ（継承された「劍璽の間」の来歴）」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十六号・平成二十一年十一月）、のちに『石灰壇毎朝御拜の史的研究』（皇學館大学出版部・平成二十三年二月）に所収。四二九～四三二頁。

(40) 坊城俊良『宮中五十年』（明徳出版社・昭和三十五年七月）。後に伊勢神宮の大宮司に就任することとなる坊城俊良氏は、明治三十五年から侍従職の出仕として明治宮殿において天皇に近侍した経験がある。

(41) 泉涌寺の塔頭「法安寺」は、天智天皇が創建した勅願所、開基は杲（果）海和尚、伏見大亀谷に所在していた（泉涌寺文書『泉涌寺派寺院本末改帳写』資料篇翻刻三三三頁）。貞成親王の伏見御所とは近辺寺院であったから、寺名は『看聞御記』に散見される。天正十二年（一五八四）に伏見から移転して泉涌寺塔頭となり、天正十三年（一五八五）当時の寺領が六十余、元禄五年（一六九二）に七十九

石余（本山朱印領内）、天保十二年（一八四一）本坊炎上の際には四条天皇尊像の仮奉安所となったのが法安寺本堂であった。明治維新後の塔頭の整理統廃合のなかで、いつしか寺名は消えている。現在の海会堂で使用している大壇一式は法安寺の旧藏品で（『泉涌寺平常備付品記』F156）、また靈明殿の法要で奉懸されている絹本著色「両界曼荼羅」（C090）も箱書に「光明山法安律寺」と墨書の認められる旧寺宝である。靈明殿に合祀された天智天皇尊牌は、この法安寺の本願天皇牌であったと思われる。

(42) 般舟三昧院の中心部は、小学校校舎として転用された（嘉樂小学校、現在の京都市立嘉樂中学校の前身）。その後、大正十二年（一九二三）関東大震災で壊滅した鎌倉建長寺の復興のため、嘉樂小学校の正門と講堂が移築されている。正門は天明三年（一七八三）建立の般舟院「四脚門」で、建長寺「総門」として現存する。講堂は享保十七年（一七三三）建立の般舟院「御牌殿」で、幕末維新期まで皇室仏事を厳修していた儀礼空間が、建長寺の方丈「龍王殿」として現存している。ちなみに、現行の般舟院陵墓地（旧般舟院「御廟」）が「陵」であるのは、後土御門院の典侍であった庭田朝子が後柏原天皇の御生母として「贈皇太后」となり、その埜域を「陵」と称するからである。陵域には後花園院・後土御門院・後奈良院等の御分骨所、ほか高仁親王（真照院）はじめ皇子女墓がある。いま現地に残る般舟院建物は元三大師堂のみである。明治元年（一八六八）八月二十九日「明治天皇即位奉告」は孝明天皇陵への直拜のみで、靈明殿へ参拝せず、同年

十二月二十五日「孝明天皇三周正辰祭」の泉山行幸でも同様であった。ところが明治十三年（一八八〇）七月十六日の山陵参拝を機に、維新後はじめて霊明殿への親拝が復活、明治二十年（一八八七）一月三十日「孝明天皇二十年祭」には再建霊明殿へ両陛下で参拝されている。特に明治二十八年（一八九五）の御参拝では、来たる明治三十年（一九〇七）「孝明天皇三十年祭」に向けて霊明殿荘厳具補足料として金二千円が下賜されている。

(44)

『礼記』に「死者の魂氣は天に帰し、形魄は地に帰す」（郊特性）とある「魂魄」観は、「朱子語類」巻八十七祭義に到るまで「祖霊祭祀」の理論的な法源である。「古は墓祭せず」（漢官儀）、屍体は「魄」とともに埋蔵して祭らず、死者の「魂」のみが「神主（木主）位牌」に憑依して子孫の祭祀を受ける。日本固有の靈魂観においても、例えば前方後円墳の密閉性に「魂魄」観の反映を見るむきもある（大久保徹也「カミ・死者の不在と前方後円墳」アジア遊学『東アジアの死者の行方と葬儀』勉誠出版・平成二十一年七月）。鬼神論についての近世儒家の議論、崎門派の喪祭論なども未消化のまま、幕末から維新期を通して山陵祭祀の現場は、幕府の山陵奉行から明治政府の諸陵頭に横滑りした戸田忠至（一八〇九—一八八三）の独壇場であった。維新期祭祀においてもなお山陵の位置付けをめぐる新旧両勢力による「浄穢」意識の落差があった。「魄」対象の山陵祭祀と、「魂」対象の皇霊殿の間にこそ、旧「尊牌」の廃止できない事情があったと私考する。

(45)

明治四十二年（一九〇九）二月十一日皇室令第一号『登極

令（附式二編）』第十六条には、即位式および大嘗祭の斎行後、「神宮に親謁の儀」および「神武天皇山陵ならびに前四代の山陵に親謁の儀」が規定されている。当時の人々は、前四代山陵から孝明天皇陵が除外される未来が予想できておらず、条文に「霊明殿に親謁の儀」が見えなくとも月輪陵と泉涌寺「霊明殿」親拝は（明治初年ならいざ知らず、明治十三年の復旧以来）当然のことと考えられていた。法律的な対応が今後の課題である。

(46)

石野浩司「維新时期宮中三殿成立史の一考察」（明治聖徳記念紀要）復刊第四五号・平成二十年十一月、のち『石灰壇毎朝御拝の史的研究』（皇学館大学出版部・平成二十三年二月）に所収。

本稿は、令和元年十二月三十日より開催の心照殿第二展示室企画展「皇室の御位牌所・泉涌寺霊明殿—宮中三殿・皇霊殿の本所として—」における図録制作の研究過程を論文化したものである。

（元皇学館大学神道研究所研究嘱託・御寺泉涌寺心照殿研究員・博士「文学」）